

**【表紙】**

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】          | 有価証券届出書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【提出先】           | 関東財務局長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【提出日】           | 平成23年8月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 【発行者名】          | ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ<br>(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 【代表者の役職氏名】      | マネージング・ディレクター 皆川 宏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【本店の所在の場所】      | ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アールン通り<br>287-289番<br>(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of<br>Luxembourg)                                                                                                                                                                                                                              |
| 【代理人の氏名又は名称】    | 弁護士 三浦 健<br>同 下瀬 伸彦                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 【代理人の住所又は所在地】   | 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング<br>森・濱田松本法律事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 【事務連絡者氏名】       | 弁護士 三浦 健<br>同 下瀬 伸彦<br>同 大西 信治                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 【連絡場所】          | 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング<br>森・濱田松本法律事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 【電話番号】          | 03 (6212) 8316                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 【届出の対象とした募集（売出） | 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】<br>東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeニッポン・ボ<br>ンド・ファンド・カレンシー・セレクション<br>(Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Nippon<br>Bond Fund Currency Selection)                                                                                                                                                                        |
| 【届出の対象とした募集（売出） | 外国投資信託受益証券の金額】<br>米ドルヘッジクラス：<br>10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。<br>ブラジル・レアルヘッジクラス：<br>10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。<br>中国元ヘッジクラス：<br>10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。<br>インドネシア・ルピアヘッジクラス：<br>10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。<br>(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨<br>換算は、便宜上、平成23年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の<br>対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝80.73円）による。 |
| 【縦覧に供する場所】      | 該当事項なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

(Tokio Marine Strategic Trust – Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection)

（注）東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されている。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドルヘッジクラス、ブラジル・リアルヘッジクラス、中国元ヘッジクラスおよびインドネシア・ルピアヘッジクラス（以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。）の4種類のクラスの受益証券について、本書により募集が行われる。

ファンド証券は、記名式無額面受益証券である。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンドは、追加型である。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

米ドルヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。

ブラジル・リアルヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。

中国元ヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。

インドネシア・ルピアヘッジクラス：

10億アメリカ合衆国ドル（約807億3,000万円）を上限とする。

（注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成23年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝80.73円）による。

（注２）ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

#### （４）【発行（売出）価格】

管理会社により申込みが受け付けられた取引日の翌営業日（評価日）に決定される、当該取引日におけるファンド証券１口当たり純資産価格

（注１）「営業日」とは、(1)ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日であかつ(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。

（注２）「取引日」とは、平成22年７月12日に開始して償還日の前営業日に終了する期間において、(1)次の暦日が営業日であるすべての営業日、および(2)営業日である金曜日で、次の月曜日も営業日である場合、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

（注３）「評価日」とは、平成22年７月13日に開始して償還日に終了する期間において、取引日の翌営業日、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

（注４）「償還日」とは、平成28年２月26日（当該日が営業日でない場合、翌営業日）、または管理会社はその絶対的裁量により随時定めるその他の日をいう。

#### （５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みにについては、以下の申込手数料が上記発行価格に加算される。

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

| 申込口数          | 申込手数料（１口当たり）        |
|---------------|---------------------|
| 5,000口未満      | 発行価格の3.15%（税抜3.00%） |
| 5,000口以上１万口未満 | 発行価格の2.10%（税抜2.00%） |
| １万口以上５万口未満    | 発行価格の1.05%（税抜1.00%） |
| ５万口以上         | なし                  |

#### （６）【申込単位】

100口以上１口単位

#### （７）【申込期間】

平成23年９月１日（木曜日）から平成24年８月31日（金曜日）まで

#### （８）【申込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社  
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

**（９）【払込期日】**

投資者による払込みの方法については下記「(12)その他  
(ハ)申込みの方法」を参照のこと。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイのファンド口座に、適用される発行日の後５営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに米ドル貨で払い込まれる。

**（１０）【払込取扱場所】**

上記「（８）申込取扱場所」に同じ。

**（１１）【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

**（１２）【その他】**

（イ）申込証拠金はない。

**（ロ）引受等の概要**

- ① 管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成22年５月28日付受益証券販売・買戻契約を締結している。
- ② 日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。  
(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。
- ③ 管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。  
(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

**（ハ）申込みの方法**

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、円貨または米ドル貨で支払われる。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は国内約定日から起算して日本における４営業日目までに販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は払込期日に保管会社のファンドの口座に米ドル貨で払い込む。

**（ニ）日本以外の地域における発行**

該当事項なし。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内及び海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（CD）およびコマーシャルペーパー（CP）への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

ファンドにおける信託金の最高限度額の制限はない。

###### ② ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直後の評価日に算出される当該取引日における受益証券1口当たりの純資産価格を参照して計算される。

管理会社がその絶対的裁量により存続期間の延長を決定しない限り、ファンドは、平成28年2月26日をもって終了する。

##### （2）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日 管理会社設立

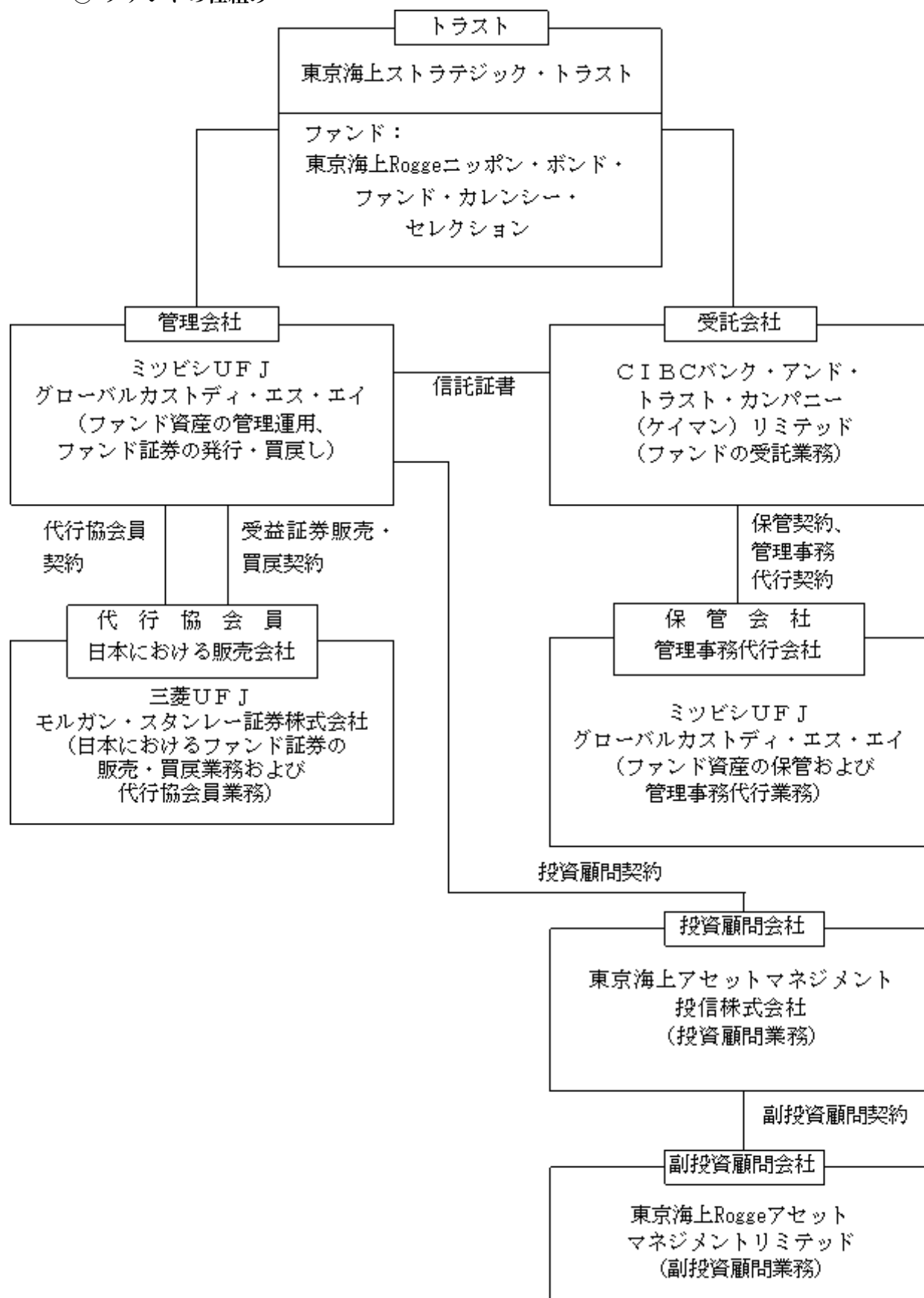
平成22年5月21日 信託証書および補遺信託証書締結

平成22年6月17日 日本におけるファンド証券の募集開始

平成22年7月12日 ファンドの運用開始

### （３）【ファンドの仕組み】

#### ① ファンドの仕組み



## ② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名称                                                                                                | ファンド運営上の役割               | 契約等の概要                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ミツビシUFJグローバル<br>カストディ・エス・エイ<br>(Mitsubishi UFJ Global<br>Custody S.A.)                            | 管理会社<br>保管会社<br>管理事務代行会社 | 平成22年5月21日付で信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」と総称する。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。平成22年5月21日付で保管契約および管理事務代行契約 <sup>(注1)</sup> を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務について規定している。 |
| CIBCバンク・アンド・<br>トラスト・カンパニー（ケ<br>イマン）リミテッド<br>(CIBC Bank and Trust<br>Company (Cayman)<br>Limited) | 受託会社                     | 信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。                                                                                                                                |
| 東京海上アセットマネジメ<br>ント投信株式会社                                                                          | 投資顧問会社                   | 平成22年5月21日付で投資顧問契約 <sup>(注2)</sup> を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。                                                                                                                                  |
| 東京海上Roggeアセットマ<br>ネジメントリミテッド<br>(Tokio Marine Rogge<br>Asset Management<br>Limited)               | 副投資顧問会社                  | 平成22年5月28日付で副投資顧問契約 <sup>(注3)</sup> を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資顧問業務について規定している。                                                                                                                              |
| 三菱UFJモルガン・スタ<br>ンレー証券株式会社                                                                         | 代行協会員<br>日本における販売会社      | 平成22年5月28日付で管理会社との間で代行協会員契約 <sup>(注4)</sup> を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。平成22年5月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注5)</sup> を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。                             |

(注1) 保管契約および管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、投資顧問サービスを提供することを約する契約である。

(注3) 副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が副投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## ③ 管理会社の概況

## (i) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

## (ii) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

## (iii) 資本金の額（平成23年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約30億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

## (iv) 会社の沿革

|            |                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和49年4月11日 | 設立                                                                           |
| 平成18年1月1日  | 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシU F J（ルクセンブルグ）エス・エイに変更 |
| 平成19年4月2日  | 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシU F J（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシU F J グローバルカストディ・エス・エイに変更      |

## (v) 大株主の状況

（平成23年6月末日現在）

| 名称               | 住所                | 所有株式数    | 比率     |
|------------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱U F J 信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 638,510株 | 63.72% |
| 株式会社三菱東京U F J 銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 285,900株 | 28.53% |

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

## (A) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

## (B) 準拠法の内容

## ① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的に英国の信託法に従っている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。



トラストは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成28年2月26日に終了する。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

③ 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（以下「ケイマン規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わねばならない。

ケイマン規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻し、または買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に交付するか、または作成および交付を手配しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

（５）【開示制度の概要】

（Ａ）ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （i）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ii）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （iii）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （iv）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （v）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法（2010年改訂）
- マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）
- 認可条件

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。トラストの会計監査は、米国GAAPに基づいて行われる。

トラストは、会計年度末から6か月以内に監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) トラスト資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、(i) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(ii) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a) トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

## ② 受益者に対する開示

トラストの会計年度末は、毎年2月末日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成23年2月末日までの期間について作成された。会計書類は、米国GAAPに従って作成される。会計年度末から6か月以内に、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

## (B) 日本における開示

### ① 監督官庁に対する開示

#### (i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンドとしてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有する。

ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、これをC I M Aが定める期限内に提出するよう指示することができる。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、C I M Aは裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、C I M Aの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内および海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（CD）およびコマーシャルペーパー（CP）（以下、これらの証券を「投資対象証券」と総称する。）への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

本書において、日系の発行体とは、（i）日本において設立された法人ならびにその日本国内外の子会社および関連会社、ならびに、（ii）日本国政府および地方公共団体ならびにそれらの機関ならびに独立行政法人および特殊法人をいう。

ファンドは、主として、投資対象証券に投資することを意図している。但し、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的から、一時的に、日系の発行体以外の発行体が発行する短期金融商品・国債・地方債・政府保証債を組み入れる場合があり、この場合、投資対象証券に対する投資比率が低くなる場合がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するため、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を行う予定である。

ファンドが投資を行う有価証券は、取得時において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からBaa3以上、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）からBBB-以上、またはフィッチ・レーティングスもしくは副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与されたものとし、また、無格付けの場合には、副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で同等の格付けを有すると判断するものに限られる。

副投資顧問会社は、原則として、ポートフォリオ全体の利回り、個別銘柄と各国の国債のスプレッド、および同一発行体の各国通貨建ての証券間の利回り水準差等を考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行う。ポートフォリオにおける通貨別の投資比率は、金利水準、ヘッジコストおよび投資対象証券の需給動向を勘案して、副投資顧問会社によって決定される。

ファンドは、原則として、以下の為替ヘッジを行う。

- (a) 米ドル以外の通貨建の資産については、原則として、副投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等を活用して、当該通貨売り・米ドル買いの為替ヘッジを行うことにより、当該通貨のエクスポージャーを対米ドルでヘッジする。
- (b) ブラジル・レアルヘッジクラス、中国元ヘッジクラスおよびインドネシア・ルピアヘッジクラス（以下「ヘッジ対象クラス」と総称することがある。）に帰属する資産について、米ドル建の資産および上記(a)に基づき為替ヘッジした実質的な米ドル建の資産については、原則として、米ドルとヘッジ対象通貨の短期金利差に注目し、投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等を活用して、以下の為替ヘッジを行うことにより、ヘッジ対象通貨に対する米ドルのエクスポージャーをヘッジする。

（注）「ヘッジ対象通貨」とは、ブラジル・レアルヘッジクラスにおいてはブラジル・レアル、中国元ヘッジクラスにおいては中国元、インドネシア・ルピアヘッジクラスにおいてはインドネシア・ルピアを意味する。

#### ① ブラジル・レアルヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対するブラジル・レアルの為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、ブラジル・レアルヘッジクラスに関して為替ヘッジ取引を行う。

#### ② 中国元ヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対する中国元の為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、中国元ヘッジクラスに関して為替ヘッジ取引を行う。

#### ③ インドネシア・ルピアヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対するインドネシア・ルピアの為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、インドネシア・ルピアヘッジクラスに関して為替ヘッジ取引を行う。

一般に、該当するヘッジ対象通貨が対米ドルで上昇した場合には、関連するヘッジ対象クラスは、為替差益の獲得を期待できるが、該当するヘッジ対象通貨が対米ドルで下落した場合には、関連するヘッジ対象クラスは、為替差損を被ることが想定される。

一般に、米ドルよりも高い短期金利を有する通貨でヘッジされる米ドルヘッジクラス以外の受益証券はヘッジプレミアムにより利益を得ることが予想され、一方、米ドルよりも低い短期金利を有する通貨でヘッジされる米ドルヘッジクラス以外の受益証券はヘッジコストを負担することが予想される。

ファンドは、リスク分散の原則に従い、有価証券および適用される法令により認められたその他の資産に対する投資を行う場合があり、効率的なポートフォリオ運用目的および投資目的で、現物契約、直物為替先渡取引および外国為替予約取引（クロス取引を含む。）を行う場合がある。

## （２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

## （３）【運用体制】

ファンドの資産の運用は、投資顧問会社と副投資顧問会社が共同で行う。

### ＜投資顧問会社の運用体制＞

ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定する。

ファンドの運用は、債券運用部グローバル債券運用グループ（１０名）が、社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づいて行う。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（５名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われる（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク（２）リスクに対する管理体制」を参照のこと。）。

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指す。

なお、ファンドの運用は、副投資顧問会社と共同で行う。副投資顧問会社は、投資顧問会社およびRogge Global Partners PLCが50%ずつ出資した合弁会社である。投資顧問会社は、副投資顧問会社と共同で運用を担当するファンドの運用状況について随時確認できる体制を構築している。この他、投資顧問会社においては、副投資顧問会社の運用、リスク管理、コンプライアンスおよびバックオフィスの各機能について、定期的に確認を行っている。

### ＜副投資顧問会社の運用体制＞

副投資顧問会社におけるすべての投資判断は、月次のグローバル・アセット・アロケーション会議により決定される。グローバル・アセット・アロケーション会議の決定事項は、随時開催される会議（マクロ会議、クレジット会議、エマージング市場、ハイイールド市場会議）により見直され、適宜戦略の修正を実施する。

グローバル・アセット・アロケーション会議の結果を基に、ポートフォリオマネジャーは、資金の性格、顧客のリスク許容度とガイドラインに従い、最適なポートフォリオを構築する。

コンプライアンス部門が、独自の社内システムを用いて、個別ポートフォリオ毎に社内・顧客ガイドラインを遵守しているかという点についてのチェックを実施する。ファンド管理部門は、パフォーマンス要因分析を行い、分析結果はポートフォリオマネジメントチームにフィードバックされ、今後の運用に役立てている。ポートフォリオマネジャーは、月次でポートフォリオ・アロケーションのレビューを実施し、同様の投資手法を用いたポートフォリオとのリターンを比較する。

（上記の体制や人員等は、平成23年6月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。）

## （４）【分配方針】

管理会社は、いずれのクラスに関しても、投資顧問会社と協議の上、毎月10日（当該日が営業日でな

い場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。

## （５）【投資制限】

### 投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（イ）ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとする。

（ロ）ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。

（ハ）管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ニ）ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法において規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

（ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談すべきである。過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

#### 市場リスク

##### ・価格変動リスク

ファンドは、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴う。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

##### ・為替変動リスク

ファンドの純資産総額の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

ファンドの投資対象には米ドル以外の通貨建資産も含まれる。米ドル以外の通貨建資産について、原則として対米ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。なお、為替ヘッジを行う場合で米ドル金利が当該通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

##### （ブラジル・レアルヘッジクラス）

ブラジル・レアルヘッジクラスにおいては、米ドル売り、ブラジル・レアル買いの為替ヘッジを行うため、ブラジル・レアルの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がブラジル・レアルに対して米ドル高方向に進んだ場合には、純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替ヘッジを行う場合でブラジル・レアル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

##### （中国元ヘッジクラス）

中国元ヘッジクラスにおいては、米ドル売り、中国元買いの為替ヘッジを行うため、中国元の対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場が中国元に対して米ドル高方向に進んだ場合には、純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替ヘッジを行う場合で中国元金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

##### （インドネシア・ルピアヘッジクラス）

インドネシア・ルピアヘッジクラスにおいては、米ドル売り、インドネシア・ルピア買いの為替ヘッジを行うため、インドネシア・ルピアの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がインドネシア・ルピアに対して米ドル高方向に進んだ場合には、純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替ヘッジを行う場合でインドネシア・ルピア金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社および副投資顧問会社がヘッジの活用成功する保証はない。ファンドまたはクラスは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替ヘッジを行う場合がある。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格

は、需給バランスおよび対象通貨に関する市場の期待などの理由から、当該通貨の金利差から予想される理論的な水準から大きく乖離する場合がある。その結果、対象通貨の基礎的な価値の価格変動は、実際の対象通貨の為替市場における価格変動から予想され得るものから大きく異なる可能性がある。ファンドのいずれかのクラスに関して、かかるヘッジ行為は明らかに当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。

### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいう。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けるので、純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性がある。この場合、純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

### カントリーリスク

新興国への投資（当該国の通貨への投資を含む）は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。この場合、純資産総額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがある。

### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。



## その他のリスク

### ハイ・イールドリスク

ファンドは、ムーディーズからBaa3以上、もしくはスタンダード・アンド・プアーズからBBB-以上、またはフィッチ・レーティングスもしくは副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与された有価証券に投資することをその方針としており、これらより低い格付のいわゆるハイ・イールド証券またはジャンク債に対する投資を行わない。しかし、ファンドが取得した後にファンド保有有価証券の格付が引き下げられ、その結果、ファンドがハイ・イールド証券またはジャンク債を保有することになる可能性がある。ハイ・イールド証券またはジャンク債に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

### 発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

### デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するまたは取得する戦略の一環としてデリバティブを活用する。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

### 繰上償還リスクおよび延期リスク

ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および／または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、ファンドの収益は低下し、さらにファンドは支払プレミアムを失うこともある。ファンドは払戻された元本および／または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上げ償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、ファンドの純資産総額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

### 発行体の非分散リスク

ファンドは分散投資を行うことを目指すが、ファンドの投資方針に適合する投資対象には限りがあるため、必ずしも投資の分散が実現できない可能性がある。少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、より分散した投資を行うファンドに

比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

### マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社および副投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

### 国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的発展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ファンドは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ファンドが保有する証券の価値に影響を及ぼす。さらに、ファンドの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

### 政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

### 地方債

地方債は、一般に、地方公共団体、それらの機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。

### 変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下は、かかる証券から受け取る収益およびファンドの受益証券の純資産価格、ひいてはファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす。

### 発行時取引、後渡および先渡約定取引

ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の出渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらす、当該ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の出渡時前にファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

### 信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、当該証券が購入時点で当該ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、BBB格の証券を当該ファンドが購入できる場合にBBB-格の証券を購入することができる。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであると投資顧問会社または副投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社および副投資顧問会社が正確に評価できないというリスクがある。ファンドが無格付証券に投資する限り、当該ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社および副投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

### デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス1年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合には約1%上昇すると予想される。

### その他の投資対象および投資手法

ファンドは、アセットバック証券等、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

### 複数のクラスにおける債務の負担

ファンドの管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。トラストの信託宣言は、トラストの複数のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるサブ・ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のサブ・ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連するファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

## (2) リスクに対する管理体制

### ＜投資顧問会社のリスク管理体制＞

投資顧問会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としている。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っている。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築している。

### ＜副投資顧問会社のリスク管理体制＞

副投資顧問会社では、自動化されたトレーディングシステムにより、取引が顧客ガイドラインに違反していないかどうか、全取引についてモニタリングをしている。

厳格なコンプライアンス体制を確立しており、専任のコンプライアンスオフィサーを擁し、トレーディングおよびオペレーションシステムは、すべて英国の金融サービス機構（FSA）および米国の証券取引委員会（SEC）の規制に対応している。

投資リスクについては運用プロセスの各段階において管理、モニタリングしている。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

#### ① 海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大３％の申込手数料を課することができる。

#### ② 日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は以下のとおりである。

| 申込口数            | 申込手数料（１口当たり）        |
|-----------------|---------------------|
| 5,000口未満        | 発行価格の3.15%（税抜3.00%） |
| 5,000口以上 1 万口未満 | 発行価格の2.10%（税抜2.00%） |
| 1 万口以上 5 万口未満   | 発行価格の1.05%（税抜1.00%） |
| 5 万口以上          | なし                  |

（注１）管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

### （２）【買戻し手数料】

#### ① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

#### ② 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

### （３）【管理報酬等】

#### （i）受託報酬

受託会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.01%の年間報酬を受領する権利を有する。

ただし、最低報酬額は、年間10,000米ドルとする。

上記の受託会社の報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われ、かつ、年に一度見直される。四半期末満の期間に関する報酬は、日割計算される。また、受託会社は、ファンドの保管資産から、ファンドの信託証書に基づく自己の義務の履行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

平成23年２月28日に終了した会計年度中の受託報酬は16,858.53米ドルであった。

#### （ii）管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

（保管会社および管理事務代行会社としても行為する）管理会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.15%の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬を受領する権利を有する。管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。管理会社はまた、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

平成23年２月28日に終了した会計年度中の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は252,878.44米ドルであった。

#### （iii）投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、投資顧問会社は、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

平成23年２月28日に終了した会計年度中の投資顧問報酬（副投資顧問報酬含む。）は1,180,099.39米ドルであった。

#### （iv）副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、純資産総額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。副投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

平成23年2月28日に終了した会計年度中の副投資顧問報酬は708,059.63米ドルであった。

(v) 販売報酬

販売会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.5%の報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

平成23年2月28日に終了した会計年度中の販売報酬は842,928.09米ドルであった。

(vi) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、日々発生し、直前の評価日現在の純資産総額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる。また、代行協会員は、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受けることができる。

平成23年2月28日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は84,292.82米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

トラストおよびファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用は、約4,200万円と想定される。かかる経費および費用は、ファンドの3会計期間にわたり償却される。ただし、管理会社がその他の方法を適用する旨決定した場合にはこの限りではない。

受託会社または管理会社は、特定のサブ・ファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用（以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない。）について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するサブ・ファンドの保有財産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

- (a) 信託証書に記載された一切の初期費用、ならびにあらゆる投資対象の登録および運用、もしくは投資対象の保有、または投資対象の権原書類の保管に関連して生じた一切の費用（手数料および費用、輸送、移動その他における紛失に対する権原書類の保険、ならびに文書を安全に保管するために受託会社の代理人によって負担された費用を含む。）
- (b) 受託会社による収益または元本の回収、または租税の決定において生じた一切の費用（税金の払戻しまたは減税を受けるにあたり生じた専門家報酬その他の費用を含む。）
- (c) 収益もしくは元本の分配に関して、または信託財産の保有またはその取引に関して、または（サブ・ファンドからの収益または利益以外の）関連するサブ・ファンドに関して受託会社もしくは管理会社に課される（またはそれらから回収できる）その他のものに関して、支払われる一切の税金（信託証書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償（かかる補償が租税に関連する場合）のための支払金を含む。）
- (d) 監査人の報酬および費用
- (e) 法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費（管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社に関連するサブ・ファンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。）
- (f) 信託証書に基づき授権された受託会社の支出
- (g) 関連するサブ・ファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
- (h) 補遺信託証書の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用
- (i) 信託証書または関連するサブ・ファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税
- (j) 登録事務代行会社および関連するサブ・ファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用
- (k) 信託証書に記載される販売・買戻契約に基づき、管理会社により支払われる報酬および費用

(1) 代行協会員報酬

- (m) サブ・ファンドの終了に関連して生じた受託会社の（管理会社の同意するところによるか、または同意がなかつ別異に放棄されない場合、その現在の商業レートによる）報酬および費用
- (n) 信託証書に詳述される（またはあるサブ・ファンドに関する合意事項を参照することにより記載される）その他の報酬および費用

平成23年2月28日に終了した会計年度中のその他の手数料等は138,307.77米ドルであった。

上記「（３）管理報酬等」および「（４）その他の手数料等」に記載された手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

平成23年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

#### (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約500ケイマン諸島ドルであり、信託証書に50ケイマン諸島ドルの印紙税が課される。



## 5【運用状況】

ファンドは、平成22年7月12日から運用を開始した。

### （１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（平成23年6月末日現在）

| 資産の種類                | 地域名           | 時価合計（米ドル）                      | 投資比率（％） |
|----------------------|---------------|--------------------------------|---------|
| 社債                   | 日本            | 99,912,879.23                  | 34.10   |
|                      | 英国            | 23,735,541.00                  | 8.10    |
|                      | 米国            | 64,087,638.37                  | 21.87   |
|                      | 小計            | 187,736,058.60                 | 64.07   |
| 公債                   | 日本            | 17,736,998.16                  | 6.05    |
|                      | 小計            | 17,736,998.16                  | 6.05    |
| 変動利付債                | ケイマン諸島        | 66,526,040.03                  | 22.70   |
|                      | オランダ領 アンティル諸島 | 10,544,579.31                  | 3.60    |
|                      | 小計            | 77,070,619.34                  | 26.30   |
| 小計                   |               | 282,543,676.10                 | 96.42   |
| 現金・その他の資産<br>（負債控除後） |               | 10,494,414.08                  | 3.58    |
| 合計（純資産総額）            |               | 293,038,090.18<br>(約23,657百万円) | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## （２）【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年６月末日現在）

|    | 銘柄                  | 地域           | 種類    | 利率<br>(%) | 満期日         | 数量            | 取得価格（米ドル） |               | 時価（米ドル） |               | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------------------|--------------|-------|-----------|-------------|---------------|-----------|---------------|---------|---------------|-----------------|
|    |                     |              |       |           |             |               | 単価        | 金額            | 単価      | 金額            |                 |
| 1  | DEVELOP BK OF JAPAN | 日本           | 社債    | 5.13      | 2017/02/01  | 24,500,000.00 | 1.15      | 28,209,581.48 | 1.14    | 27,964,054.98 | 9.54            |
| 2  | NORINCHUKIN FIN     | ケイマン諸島       | 変動利付債 | 変動金利      | 2016/09/28  | 16,100,000.00 | 1.59      | 25,551,307.45 | 1.61    | 25,929,682.72 | 8.85            |
| 3  | JTI UK FINANCE      | 英国           | 社債    | 4.50      | 2014/04/02  | 14,000,000.00 | 1.42      | 19,897,188.27 | 1.52    | 21,346,692.47 | 7.28            |
| 4  | MITSUBISHI CORP     | 日本           | 社債    | 2.75      | 2015/09/16  | 20,500,000.00 | 1.01      | 20,659,074.00 | 1.01    | 20,761,375.31 | 7.08            |
| 5  | SUMITOMO MITSUI BK  | 日本           | 社債    | 4         | 2020/11/09  | 15,200,000.00 | 1.35      | 20,569,625.61 | 1.36    | 20,600,861.40 | 7.03            |
| 6  | NISSAN MOTOR ACC    | 米国           | 社債    | 4.50      | 2015/01/30  | 18,900,000.00 | 1.05      | 19,882,318.00 | 1.06    | 19,976,166.04 | 6.82            |
| 7  | STB FINANCE         | ケイマン諸島       | 変動利付債 | 変動金利      | 2049/10/20  | 12,100,000.00 | 1.57      | 19,027,779.11 | 1.60    | 19,318,954.88 | 6.59            |
| 8  | MUFG CAPITAL FIN 2  | ケイマン諸島       | 変動利付債 | 変動金利      | 2049/07/25  | 14,050,000.00 | 1.19      | 16,653,681.36 | 1.32    | 18,616,094.39 | 6.35            |
| 9  | JAPAN FIN ORG MUNI  | 日本           | 公債    | 4         | 2021/01/13  | 17,300,000.00 | 0.99      | 17,156,410.00 | 1.03    | 17,736,998.16 | 6.05            |
| 10 | JAPAN FIN CORP MUNI | 日本           | 社債    | 5         | 2017/05/16  | 10,200,000.00 | 1.15      | 11,700,955.27 | 1.14    | 11,588,220.06 | 3.95            |
| 11 | BANK TOKYO CURACAO  | オランダ領アンティル諸島 | 変動利付債 | 変動金利      | 2017/ 1 /20 | 6,500,000.00  | 1.61      | 10,475,311.38 | 1.62    | 10,544,579.31 | 3.60            |
| 12 | AMERICAN HONDA FIN  | 米国           | 社債    | 2.50      | 2015/09/21  | 10,500,000.00 | 1.01      | 10,562,030.20 | 1.00    | 10,529,714.70 | 3.59            |
| 13 | TOYOTA MOTOR CREDIT | 米国           | 社債    | 3.20      | 2015/06/17  | 8,700,000.00  | 1.04      | 9,056,226.07  | 1.04    | 9,043,128.02  | 3.09            |
| 14 | TOYOTA MOTOR CREDIT | 米国           | 社債    | 4         | 2017/12/07  | 5,400,000.00  | 1.62      | 8,738,498.34  | 1.64    | 8,865,445.95  | 3.03            |
| 15 | AMERICAN HONDA FIN  | 米国           | 社債    | 3.50      | 2015/03/16  | 7,400,000.00  | 1.06      | 7,860,615.00  | 1.05    | 7,739,363.89  | 2.64            |
| 16 | EAST JAPAN RAILWAY  | 日本           | 社債    | 4.75      | 2031/12/08  | 4,500,000.00  | 1.51      | 6,802,439.48  | 1.51    | 6,812,076.90  | 2.32            |
| 17 | JAPAN BANK FOR INTL | 日本           | 社債    | 5.25      | 2016/03/23  | 5,000,000.00  | 1.15      | 5,768,690.96  | 1.14    | 5,678,994.65  | 1.94            |
| 18 | DAI-ICHI MUTUAL LIF | 日本           | 社債    | 7.25      | 2049/07/25  | 5,000,000.00  | 1.00      | 5,014,750.00  | 1.01    | 5,069,649.89  | 1.73            |
| 19 | AMERICAN HONDA FIN  | 米国           | 社債    | 3.50      | 2015/03/16  | 3,300,000.00  | 1.06      | 3,490,470.00  | 1.05    | 3,453,251.90  | 1.18            |
| 20 | AMERICAN HONDA FIN  | 米国           | 社債    | 2.50      | 2015/09/21  | 3,200,000.00  | 1.02      | 3,271,297.50  | 1.00    | 3,213,535.89  | 1.10            |
| 21 | SMFG PREF CAP       | ケイマン諸島       | 変動利付債 | 変動金利      | 2049/01/25  | 2,600,000.00  | 0.99      | 2,563,500.00  | 1.02    | 2,661,308.04  | 0.91            |
| 22 | JTI UK FINANCE PLC  | 英国           | 社債    | 5.75      | 2013/02/06  | 1,400,000.00  | 1.71      | 2,389,015.41  | 1.71    | 2,388,848.53  | 0.82            |
| 23 | SUMITOMO MITSUI     | 日本           | 社債    | 3.15      | 2015/07/22  | 1,400,000.00  | 1.04      | 1,457,260.00  | 1.03    | 1,437,646.04  | 0.49            |
| 24 | NISSAN MOTOR ACCEPT | 米国           | 社債    | 4.50      | 2015/01/30  | 1,200,000.00  | 1.06      | 1,276,340.00  | 1.06    | 1,267,031.98  | 0.43            |

## ②【投資不動産物件】

該当事項なし。（平成23年6月末日現在）

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（平成23年6月末日現在）

**（３）【運用実績】****①【純資産の推移】**

下記会計年度末および平成22年7月12日（ファンドの運用開始日）から平成23年6月末日までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

**<米ドルヘッジクラス>**

|                        | 純資産価格         |           | 1口当たり純資産価格 |       |
|------------------------|---------------|-----------|------------|-------|
|                        | 米ドル           | 千円        | 米ドル        | 円     |
| 第1会計年度末<br>(平成23年2月末日) | 56,843,093.04 | 4,588,943 | 99.35      | 8,021 |
| 平成22年7月末日              | 17,677,992.06 | 1,427,144 | 100.51     | 8,114 |
| 8月末日                   | 30,029,492.90 | 2,424,281 | 101.92     | 8,228 |
| 9月末日                   | 38,500,107.79 | 3,108,114 | 102.45     | 8,271 |
| 10月末日                  | 40,371,768.27 | 3,259,213 | 102.28     | 8,257 |
| 11月末日                  | 47,970,753.52 | 3,872,679 | 101.36     | 8,183 |
| 12月末日                  | 56,169,953.65 | 4,534,600 | 99.48      | 8,031 |
| 平成23年1月末日              | 57,439,005.61 | 4,637,051 | 99.73      | 8,051 |
| 2月末日                   | 56,843,093.04 | 4,588,943 | 99.35      | 8,021 |
| 3月末日                   | 56,239,894.49 | 4,540,247 | 97.96      | 7,908 |
| 4月末日                   | 55,649,031.62 | 4,492,546 | 98.48      | 7,950 |
| 5月末日                   | 55,659,962.55 | 4,493,429 | 99.80      | 8,057 |
| 6月末日                   | 51,743,006.23 | 4,177,213 | 99.88      | 8,063 |

## &lt;ブラジル・リアルヘッジクラス&gt;

|                        | 純資産価格          |            | 1口当たり純資産価格 |       |
|------------------------|----------------|------------|------------|-------|
|                        | 米ドル            | 千円         | 米ドル        | 円     |
| 第1会計年度末<br>(平成23年2月末日) | 269,344,174.34 | 21,744,155 | 104.60     | 8,444 |
| 平成22年7月末日              | 123,688,043.26 | 9,985,336  | 100.60     | 8,121 |
| 8月末日                   | 147,302,049.74 | 11,891,694 | 102.95     | 8,311 |
| 9月末日                   | 187,174,350.36 | 15,110,585 | 106.82     | 8,624 |
| 10月末日                  | 214,842,563.12 | 17,344,240 | 105.16     | 8,490 |
| 11月末日                  | 244,375,464.07 | 19,728,431 | 103.53     | 8,358 |
| 12月末日                  | 265,431,322.91 | 21,428,271 | 103.67     | 8,369 |
| 平成23年1月末日              | 271,279,277.50 | 21,900,376 | 104.24     | 8,415 |
| 2月末日                   | 269,344,174.34 | 21,744,155 | 104.60     | 8,444 |
| 3月末日                   | 263,608,104.10 | 21,281,082 | 105.05     | 8,481 |
| 4月末日                   | 255,507,233.34 | 20,627,099 | 109.33     | 8,826 |
| 5月末日                   | 242,497,162.62 | 19,576,796 | 109.29     | 8,823 |
| 6月末日                   | 223,447,120.10 | 18,038,886 | 110.74     | 8,940 |

## ＜中国元ヘッジクラス＞

|                        | 純資産価格        |        | 1口当たり純資産価格 |       |
|------------------------|--------------|--------|------------|-------|
|                        | 米ドル          | 千円     | 米ドル        | 円     |
| 第1会計年度末<br>(平成23年2月末日) | 1,024,122.96 | 82,677 | 100.88     | 8,144 |
| 平成22年7月末日              | 205,135.31   | 16,561 | 100.46     | 8,110 |
| 8月末日                   | 206,718.25   | 16,688 | 101.23     | 8,172 |
| 9月末日                   | 211,615.97   | 17,084 | 103.63     | 8,366 |
| 10月末日                  | 258,225.47   | 20,847 | 103.21     | 8,332 |
| 11月末日                  | 887,745.00   | 71,668 | 102.02     | 8,236 |
| 12月末日                  | 887,281.32   | 71,630 | 100.80     | 8,138 |
| 平成23年1月末日              | 1,015,144.49 | 81,953 | 100.99     | 8,153 |
| 2月末日                   | 1,024,122.96 | 82,677 | 100.88     | 8,144 |
| 3月末日                   | 1,020,186.70 | 82,360 | 99.61      | 8,042 |
| 4月末日                   | 979,025.41   | 79,037 | 100.50     | 8,113 |
| 5月末日                   | 991,607.76   | 80,052 | 101.79     | 8,218 |
| 6月末日                   | 999,270.96   | 80,671 | 101.95     | 8,230 |

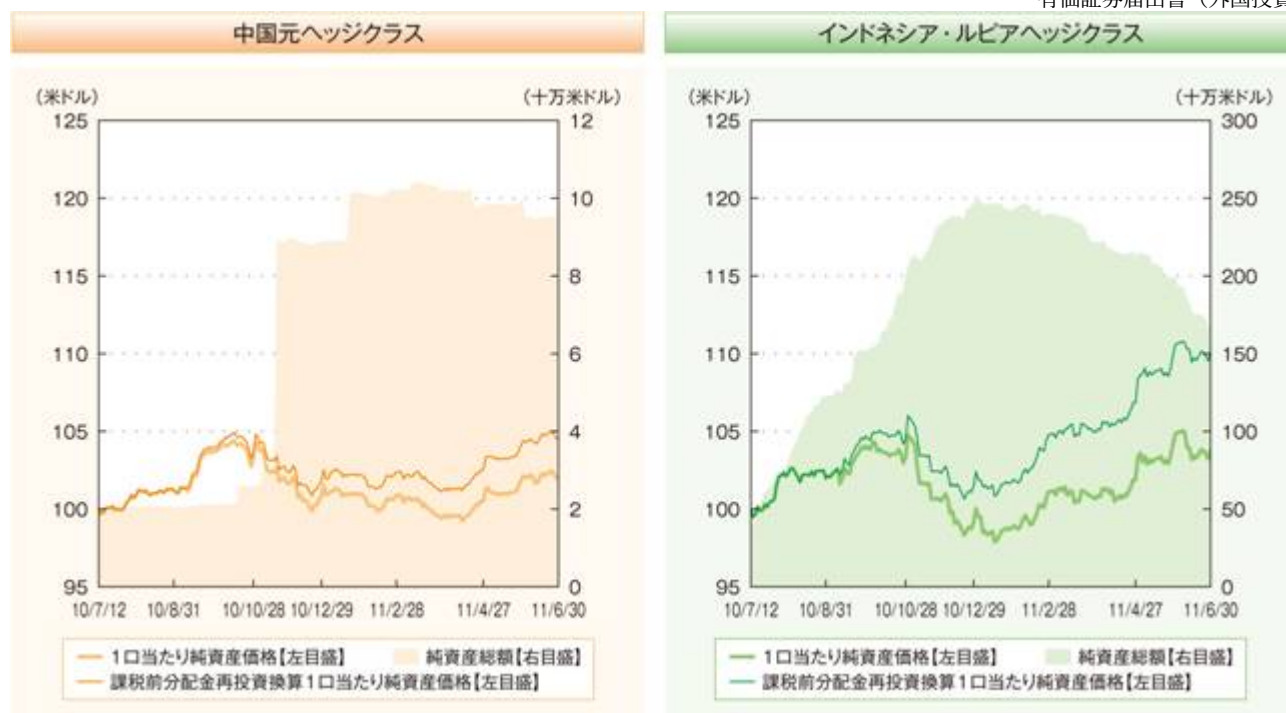
## ＜インドネシア・ルピアヘッジクラス＞

|                        | 純資産価格         |           | 1口当たり純資産価格 |       |
|------------------------|---------------|-----------|------------|-------|
|                        | 米ドル           | 千円        | 米ドル        | 円     |
| 第1会計年度末<br>(平成23年2月末日) | 24,023,343.91 | 1,939,405 | 101.12     | 8,163 |
| 平成22年7月末日              | 7,380,925.70  | 595,862   | 102.09     | 8,242 |
| 8月末日                   | 12,249,592.12 | 988,910   | 101.98     | 8,233 |
| 9月末日                   | 15,207,992.48 | 1,227,741 | 103.87     | 8,385 |
| 10月末日                  | 20,036,558.83 | 1,617,551 | 103.30     | 8,339 |
| 11月末日                  | 23,079,700.84 | 1,863,224 | 100.66     | 8,126 |
| 12月末日                  | 24,643,210.49 | 1,989,446 | 99.13      | 8,003 |
| 平成23年1月末日              | 24,254,097.32 | 1,958,033 | 98.73      | 7,970 |
| 2月末日                   | 24,023,343.91 | 1,939,405 | 101.12     | 8,163 |
| 3月末日                   | 22,174,999.14 | 1,790,188 | 100.87     | 8,143 |
| 4月末日                   | 21,165,202.03 | 1,708,667 | 101.87     | 8,224 |
| 5月末日                   | 19,894,493.23 | 1,606,082 | 104.20     | 8,412 |
| 6月末日                   | 16,848,692.89 | 1,360,195 | 103.81     | 8,381 |

## ＜参考情報＞

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2010年7月12日～2011年6月30日）





(注) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

## ②【分配の推移】

下記会計年度中の期間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

### <米ドルヘッジクラス>

| 会計年度   | 1口当たり分配金 |    |
|--------|----------|----|
|        | 米ドル      | 円  |
| 第1会計年度 | 1.20     | 97 |

### <ブラジル・リアルヘッジクラス>

| 会計年度   | 1口当たり分配金 |     |
|--------|----------|-----|
|        | 米ドル      | 円   |
| 第1会計年度 | 5.70     | 460 |

### <中国元ヘッジクラス>

| 会計年度   | 1口当たり分配金 |     |
|--------|----------|-----|
|        | 米ドル      | 円   |
| 第1会計年度 | 1.50     | 121 |

### <インドネシア・ルピアヘッジクラス>

| 会計年度   | 1口当たり分配金 |     |
|--------|----------|-----|
|        | 米ドル      | 円   |
| 第1会計年度 | 3.60     | 291 |

### <参考情報>



## 分配の推移

| 米ドルヘッジクラス |         |
|-----------|---------|
| 2011年 6月  | 0.20米ドル |
| 2011年 5月  | 0.20米ドル |
| 2011年 4月  | 0.20米ドル |
| 2011年 3月  | 0.20米ドル |
| 2011年 2月  | 0.20米ドル |
| 2011年 1月  | 0.20米ドル |
| 2010年12月  | 0.20米ドル |
| 2010年11月  | 0.20米ドル |
| 2010年10月  | 0.20米ドル |
| 2010年 9月  | 0.20米ドル |
| 直近1年間累計   | 2.00米ドル |
| 設定来累計     | 2.00米ドル |

●分配金は1口当たり（税引前）の金額である。

| ブラジル・リアルヘッジクラス |         |
|----------------|---------|
| 2011年 6月       | 0.95米ドル |
| 2011年 5月       | 0.95米ドル |
| 2011年 4月       | 0.95米ドル |
| 2011年 3月       | 0.95米ドル |
| 2011年 2月       | 0.95米ドル |
| 2011年 1月       | 0.95米ドル |
| 2010年12月       | 0.95米ドル |
| 2010年11月       | 0.95米ドル |
| 2010年10月       | 0.95米ドル |
| 2010年 9月       | 0.95米ドル |
| 直近1年間累計        | 9.50米ドル |
| 設定来累計          | 9.50米ドル |

●分配金は1口当たり（税引前）の金額である。

| 中国元ヘッジクラス |         |
|-----------|---------|
| 2011年 6月  | 0.25米ドル |
| 2011年 5月  | 0.25米ドル |
| 2011年 4月  | 0.25米ドル |
| 2011年 3月  | 0.25米ドル |
| 2011年 2月  | 0.25米ドル |
| 2011年 1月  | 0.25米ドル |
| 2010年12月  | 0.25米ドル |
| 2010年11月  | 0.25米ドル |
| 2010年10月  | 0.25米ドル |
| 2010年 9月  | 0.25米ドル |
| 直近1年間累計   | 2.50米ドル |
| 設定来累計     | 2.50米ドル |

●分配金は1口当たり（税引前）の金額である。

| インドネシア・ルピアヘッジクラス |         |
|------------------|---------|
| 2011年 6月         | 0.60米ドル |
| 2011年 5月         | 0.60米ドル |
| 2011年 4月         | 0.60米ドル |
| 2011年 3月         | 0.60米ドル |
| 2011年 2月         | 0.60米ドル |
| 2011年 1月         | 0.60米ドル |
| 2010年12月         | 0.60米ドル |
| 2010年11月         | 0.60米ドル |
| 2010年10月         | 0.60米ドル |
| 2010年 9月         | 0.60米ドル |
| 直近1年間累計          | 6.00米ドル |
| 設定来累計            | 6.00米ドル |

●分配金は1口当たり（税引前）の金額である。

## ③【収益率の推移】

## &lt;米ドルヘッジクラス&gt;

| 会計年度   | 収益率（注） |
|--------|--------|
| 第1会計年度 | 0.55%  |

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当初募集価格（100米ドル）

## &lt;ブラジル・リアルヘッジクラス&gt;

| 会計年度   | 収益率（注） |
|--------|--------|
| 第1会計年度 | 10.30% |

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当初募集価格（100米ドル）

## &lt;中国元ヘッジクラス&gt;

| 会計年度   | 収益率（注） |
|--------|--------|
| 第1会計年度 | 2.38%  |

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当初募集価格（100米ドル）

## &lt;インドネシア・ルピアヘッジクラス&gt;

| 会計年度   | 収益率（注） |
|--------|--------|
| 第1会計年度 | 4.72%  |

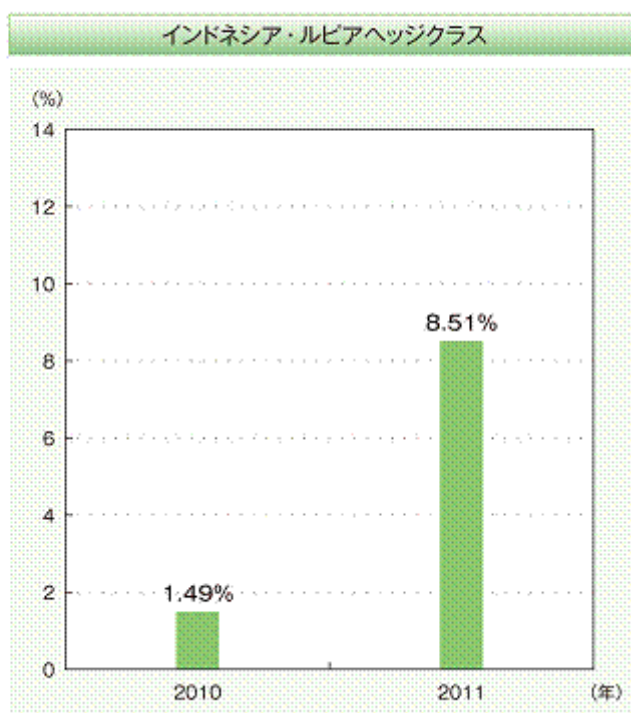
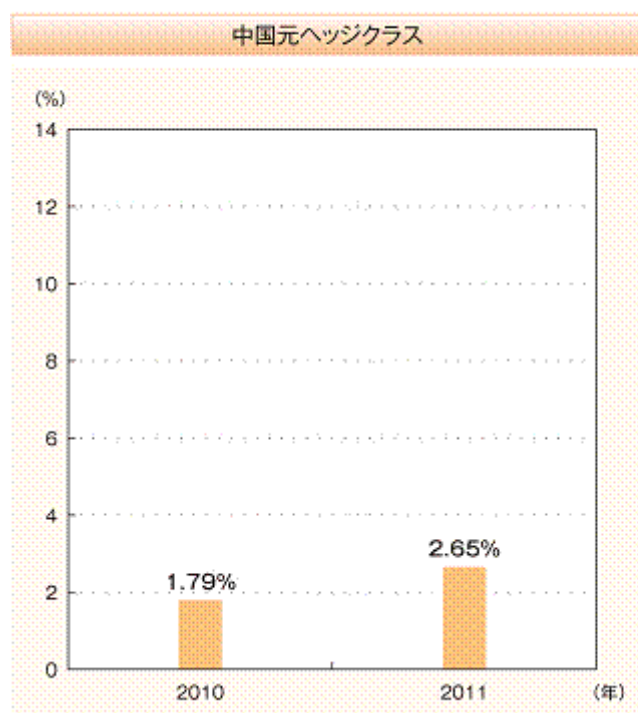
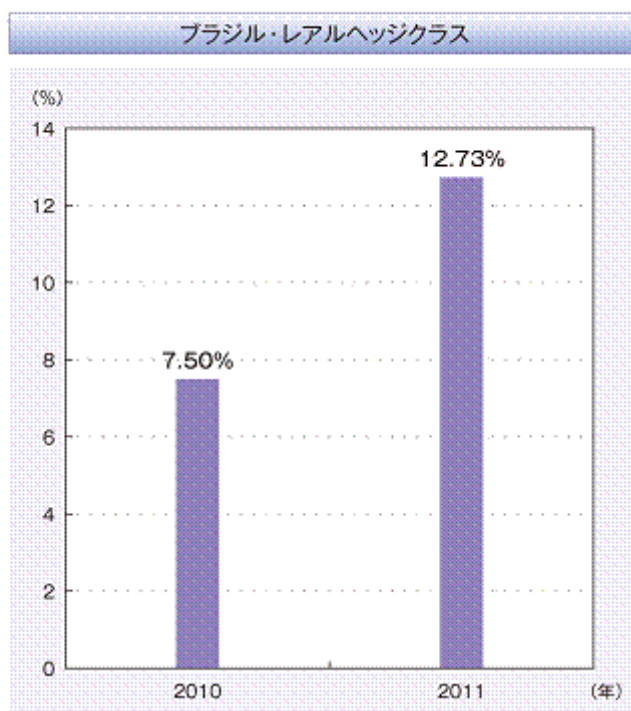
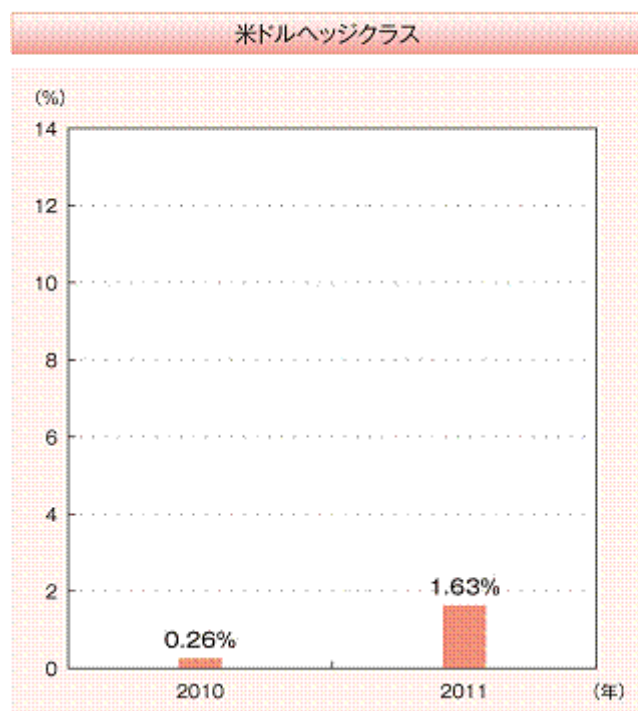
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当初募集価格（100米ドル）

## &lt;参考情報&gt;

## 年間収益率の推移



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（ただし、2010年の場合は当初発行価格（100米ドル））

(注2) 2010年は7月12日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。2011年は1月1日から6月末日までの収益率である。

(注3) ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

**（４）【販売及び買戻しの実績】**

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

**＜米ドルヘッジクラス＞**

| 会計年度   | 販売口数                 | 買戻口数               | 発行済口数                |
|--------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 第１会計年度 | 607,343<br>(607,343) | 35,219<br>(35,219) | 572,124<br>(572,124) |

**＜ブラジル・レアルヘッジクラス＞**

| 会計年度   | 販売口数                     | 買戻口数                 | 発行済口数                    |
|--------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 第１会計年度 | 2,892,247<br>(2,892,247) | 317,250<br>(317,250) | 2,574,997<br>(2,574,997) |

**＜中国元ヘッジクラス＞**

| 会計年度   | 販売口数               | 買戻口数     | 発行済口数              |
|--------|--------------------|----------|--------------------|
| 第１会計年度 | 10,152<br>(10,152) | 0<br>(0) | 10,152<br>(10,152) |

**＜インドネシア・ルピアヘッジクラス＞**

| 会計年度   | 販売口数                 | 買戻口数               | 発行済口数                |
|--------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 第１会計年度 | 264,456<br>(264,456) | 26,894<br>(26,894) | 237,562<br>(237,562) |

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含む。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

#### （１）海外における販売

##### 申込み

受益証券は、各取引日に適用ある購入価格に申込価格の3.00%を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除く。）を加算した額で申込みことができる。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。受益証券は、当該取引日の直後の評価日現在で決定される関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格により申し込むことができる。

##### 手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの申込書を（申込人の身元確認のため要求された裏付情報および裏付書類を添付した上で）管理会社により関係する取引日の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに受領されるように送付しなければならない。決済資金は（申込金の資金源を証明するため要求された裏付情報を添付した上で）、管理会社がこれ以降の日とすることに同意する場合を除き、ファンドの口座において、当該取引日から起算して５営業日目の午後２時（ルクセンブルグ時間）までに米ドル貨で受領されなければならない。そのように受領されなかった場合、かかる申込みは、申込書の受領後最初に到来する取引日まで繰り越され、受益証券は、当該取引日に関連するクラスに適用ある申込価格で発行される。

申込書は、ファックスまたはPDF形式で電子メールにより送付することができるが、郵便またはクーリエにより原本を直ちに送付しなければならない。投資者は、管理会社、受託会社、販売会社または管理事務代行会社のいずれも、ファックスまたは電子メールにより送付された申込書を受領していないこともしくは申込書が判読不能なことから生じる損失、または適切に授權された者から発信されたものであると誠実に信じた指示に基づき何らかの措置を講じたために発生した損失について責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込人名義の口座から拠出されたものでなければならない。第三者による支払は認められない。

投資者が管理会社との間でその他の通貨建ての支払について取決めを行わない限り、支払は米ドル建てで行われるものとする。支払が米ドル以外の通貨で行われた場合、かかる支払は、投資者のために、投資者のリスクおよび費用負担により、管理会社が当該日にその絶対的裁量により適切と判断するレートにより米ドルに換算される。

受益証券の端数は発行されない。いずれかのクラスの受益証券１口未満に相当する申込金は、管理会社の裁量により、受益者に対し受益者のリスク負担により返還されるか、またはファンドのために留保される。

管理会社または販売会社は、理由の如何を問わず、または何ら理由なく、一切の申込みを拒否することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。

管理会社が受領した記入済みの申込書は、取消不能である。管理会社は、記入済み申込書の原本（ならびに要求があれば申込人の身元確認および申込金の資金源を証明するためのすべての書類）を受領した後、認められた申込人に対して所有確認書を発行する。かかる所有確認書は、通常、関係する取引日の後５営業日以内に発行される。管理会社が、確認書の発行前に申込人に対して追加情報を要求することを決定する場合、管理会社は、申込人に書面で通知を行い、必要な情報を要求する。

疑義を避けるために付言すると、申込人の申込金全額が決済された旨の通知ならびに申込人の身元確認および申込金の資金源の証明のために要求されたすべての情報および文書が受領されるまでは、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない。管理会社が関係する取引日の後10営業日以内にかかる情報および文書を受領しなかった場合、受領された一切の申込金は、支払元口座に無利息で返還される。

##### 最低申込口数

投資者１人当たりの受益証券の当初最低申込口数は、100口とする。



追加的な受益証券の最低申込口数は、100口とする。

### 非適格申込人

申込書は、各クラスの受益証券の投資予定者に対し、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を特に表明し保証することを要求する。

ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、いずれかのクラスの受益証券の募集または発行が行われないことがある。

受益証券の申込者は、申込書において、特に自らがファンドへの投資についてのリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資を行う資産への投資および保有／取引方法に固有のリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資の全額を失うリスクを負担し得ることを表明し保証しなければならない。

### 受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の資格は、受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面によるものではない。

### 停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価（２）純資産価格の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行を停止することができる。かかる停止期間中は、受益証券は発行されない。

## （２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における４営業日目までに、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理会社により申込みが受け付けられた取引日の直後の評価日に決定されるファンド証券１口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

申込単位は、100口以上１口単位である。

日本国内における取得申込みについては、以下の申込手数料が上記発行価格に加算される。

日本における申込手数料は以下のとおりである。

| 申込口数          | 申込手数料（１口当たり）        |
|---------------|---------------------|
| 5,000口未満      | 発行価格の3.15%（税抜3.00%） |
| 5,000口以上１万口未満 | 発行価格の2.10%（税抜2.00%） |
| １万口以上５万口未満    | 発行価格の1.05%（税抜1.00%） |
| ５万口以上         | なし                  |

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを

強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

#### 取引日における買戻し

受益証券は、以下の規定に従い、当該受益証券の保有者の請求に基づき取引日に買い戻すことができる。

ある取引日に買戻しを行うためには、受益者は、管理会社に対し、取引日の午後2時（ルクセンブルグ時間）までに受領されるよう、買戻通知に記載された住所宛てに買戻通知を送付しなければならない。かかる日時以降に受領された買戻通知は、翌取引日に処理される。受益者は、管理会社により別途同意されない限り、一度提出した買戻通知を取り消すことができない。

受益者は、取引日において1口未満の受益証券を買い戻すことができない。

管理会社は、当該買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な運用に不利益となると考える場合、買戻請求の全部または一部を拒絶することができる。かかる拒絶がもしなされる場合、該当する受益者に対して速やかに通知される。

買戻価格は、当該取引日直後の評価日において決定される、当該取引日における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。

受託会社は、通常、買戻代金（送金手数料控除後）を、受益者の指示に従い、当該取引日の5営業日後に米ドルで振込送金する。受益者から支払に関する適切な指示が行われなかった場合、受託会社は、受益者に対し、（自らの絶対的裁量により）適切と判断する方法（ファンドの受益者名簿に記載される受益者の住所（共同で登録されている保有者の場合には、当該名簿に最初に氏名が記載される保有者の住所）宛てに小切手を送付することを含む（ただし、これに限定されない。））により、買戻代金を送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、当該手続に従ったことにより生じるいかなる損失についても責任を負わない。当該取引日から買戻しを行った受益者への実際の支払日までの期間について、買戻代金には利息が支払われない。

#### 買戻しの繰越し

いずれかの取引日における買戻請求の総額がファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を上回った場合、管理会社は、自らが別途決定しない限り、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することを選択することができる。かかる場合、買戻請求は按分して減じられ、残りの部分は、翌買戻日に、関連するクラスに関して当該日に受領された一切の買戻請求に優先して買い戻される（かかる権限に従い当該日の買戻しが制限された場合には常に更なる繰越しに従うものとする。）。

#### 停止

管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価（2）純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況において受益証券の買戻しを停止することができる。かかる停止期間中、受益証券の買戻しは一切行われない。

### (2) 日本における買戻し

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、販売取扱会社を通じ日本における営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社に通知を行うことにより受益証券の買戻しを請求することができる。受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。受益証券の買戻しを希望する投資家は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社に提出しなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの繰越し」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して日本における4営業日目に行

われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または米ドル貨により行われるものとする。

### 3【受益証券の譲渡】

#### (1) 受益証券の譲渡

以下に記載される規定、本書に規定される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、通常もしくは一般的な形式（または管理事務代行会社が随時承認するあらゆる形式）により自らが保有する受益証券を譲渡することができる。各譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付される必要がある。

譲渡に関して、管理会社または管理事務代行会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対して、必要または望ましいとみなすあらゆる情報（管理会社または管理事務代行会社が、関連または適用ある法域の法律規定または政府等の要求もしくは規制または当該時に効力を有する管理会社もしくは管理事務代行会社の方針の遵守を促すために要求されることがある情報または文書を含む。）を必要または望ましいとみなすいずれかの形態で提供するように要求することができる。

受託会社および管理会社は、受託会社または管理会社が譲受人の氏名をトラストの受益者名簿に記入するまで、信託証書の規定に従って行われたい譲渡の確認、合意または登録を行わず、また引き続き譲渡人を、すべての点において譲渡の対象となる受益証券に対する権利を有する受益者として取り扱う。

管理会社またはその受託者としての管理事務代行会社のいずれも、当該譲渡契約または販売契約における表明に依拠して同意することにつき責任を負わず、それぞれ全面的に保護される。

#### (2) 強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも、適切とみなす書面による通知を発することにより、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を、当該買戻日に適用ある買戻価格または受託会社が決定するその他の適切な金額で買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下の状況において実施されることがある。

(a) 上記の一般論を阻害することなく、受託会社が、以下の者による受益証券の直接的または実質的保有を認知し、またはこれを確信する理由を有する場合

- (i) いずれかの国または政府当局の法律または要件に違反する者であり、そのために当該者が受益証券を保有する適格性を失い、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担せずもしくは被ることのない納税義務もしくは不利益を負いもしくは被る場合
- (ii) 適格投資者ではない者、または適格投資者ではない者を代理して受益証券を取得している者
- (iii) ファンドの保管資産、受託会社または管理会社が、本来負担せずまたは被ることのない納税義務を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利を被ると受託会社または管理会社が判断する状況にある者

### 4【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時におけるファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

ファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、以下の評価方針および手続に従う。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (i) 一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- (ii) 一切の投資対象
- (iii) 一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定



- (iv) 受託会社により決定されるファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- (v) 受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- (i) 一切の為替手形、手形および買掛金
- (ii) 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- (iii) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

トラストの費用または債務は、受託会社が監査法人と協議の上で公正かつ衡平と決定する期間で償却することができる。

トラストの資産の価値は、以下の通りに決定されるものとする。

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- (iv) 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- (v) 未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (vi) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- (vii) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (viii) 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する管理会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

トラストおよびファンドの年次の監査は監査法人によって行われるものとする。

上記の方針および手続は、純資産総額またはその一部を計算し、また純資産総額を発行済みおよび発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数またはファンドの特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する場合に以下が適用されることを前提とする。

- (a) 発行が合意された各受益証券は、発行済みのものとして取り扱われ、発行が合意された受益証券に関して受領されることを受託会社が期待する現金またはその他の資産の価値を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が受益証券の買戻しおよび消却を決議しまたは別段に決定したものの、かかる買戻しおよび消却が計算時に実行されていない場合、かかる受益証券は、発行されて

いないものとして取り扱われ、ファンドの保管資産の純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格の計算の目的において無視され、また受託会社は、かかる買戻しおよび消却の結果としてファンドの保管資産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額を、買戻しまたは消却が実行されていないために計算することができない場合、上記は適用されない。

- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約上の義務が存在するが、かかる取得または処分が当該計算時に完了していない場合、かかる投資対象は、（それぞれ）ファンドの資産に含まれまたは当該資産から除外され、また取得価格の総額または純処分受取金は、かかる取得または処分が適法に完了されている場合と同様に、それぞれ当該資産に含まれまたは当該資産から除外される。
- (d) 純資産総額または受益証券１口当たり純資産価格のすべての計算は、当該計算日以前に発生する所得または利益に係る税金に関して、受託会社が支払義務を負いまたは回収する権利を有する金額を考慮に入れる。
- (e) ファンドの資産から、以下に関する金額（それぞれを「控除金額」といいます。）が控除される。
  - (i) 上記に規定されない発生済みの未払費用
  - (ii) ファンドに関して受託会社または管理会社が行う当該時に未払いの借入総額
  - (iii) 信託証書に基づき資本から支払われるべきまたは支払われるべきであると見積もられる上記に規定されない金額
- (f) 管理会社は、いずれかの投資対象の価値または同一の通貨建ての現金から、外国通貨で支払われるべき債務でありまたは当該債務となる金額を控除することができる。
- (g) 管理会社は、外国通貨建ての価値または金額（投資対象または当座もしくは預金勘定における現金もしくは金額または控除金額のいずれかを問わない。）を、管理会社が、関連あるまたは引渡しの責任を負う可能性のあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、状況に応じて適切と判断する為替レートで、適切な基準通貨に転換する。
- (h) 管理会社は、当該時の最低市場取引売値または最高市場取引買値であると合理的に判断する価格がそうでなかった場合に、責任を負わない。
- (i) 価格の建値が上記のように入手できない場合、その価値は、管理会社が決定するいずれかの方法で随時決定される。
- (j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不適切であると判断する場合、管理会社は、状況に応じて合理的であるとみなすその他の評価基準または評価手続を採用し、または受託会社もしくはいずれかの代理人に対してその採用を指示することができる。

## ② 純資産価格の計算の停止

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定および／またはファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- (i) 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼働していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- (ii) 受託会社が、緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- (iii) ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- (iv) 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- (v) 受託会社または管理会社が、ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネーロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

## （２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

## （３）【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成28年2月26日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ① ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日まで終了する場合を除く。

## （４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年2月末日である。

## （５）【その他】

### ① ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、平成28年2月26日より前に終了することがある。

- (i) ファンドの決議により可決された場合
- (ii) トラストのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による免許または他の許可が廃止または改正された場合
- (iii) 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- (iv) 受託会社が辞任または管理会社が解任されもしくは辞任した後、適切な代替または後継の受託会社または管理会社を確保できない場合
- (v) ファンドにより発行された受益証券の口数が30万口を下回った場合において、管理会社が受託会社に対する書面による通知によりファンドを終了させるべき旨を決定した場合

### ② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対して30日前に通知をすることにより（但し、受益者決議により受益者はこれを放棄することができる。）、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、受益者集会の決議による承認がない限り行われえないものとする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合、かかる承認は必要ではない。

- (a) 本法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) トラストまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合

- (j) 当局、本法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 5 【受益者の権利等】

### (1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

#### (i) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

#### (ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授権された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、信託証書の関連する条項はかかる受益者集会に適用されるものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 下瀬 伸彦

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

**（４）【裁判管轄等】**

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第３【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの第１会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成23年６月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝80.73円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラストー  
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション  
資産負債計算書  
2011年2月28日現在

|                                      | 米ドル            | 千円         |
|--------------------------------------|----------------|------------|
| <b>資産</b>                            |                |            |
| 投資有価証券（公正価値）（注記2、3）                  | 345,719,731.16 | 27,909,954 |
| 取得原価：345,959,753.99米ドル（27,929,331千円） |                |            |
| 銀行預金                                 | 4,304,070.10   | 347,468    |
| 未収利息                                 | 5,078,857.32   | 410,016    |
| 受益証券販売未収金                            | 2,907,491.26   | 234,722    |
| 先渡為替取引に係る未実現評価益（注記2、3、13）            | 2,741,710.23   | 221,338    |
| その他の資産                               | 301,395.18     | 24,332     |
| 資産合計                                 | 361,053,255.25 | 29,147,829 |
| <b>負債</b>                            |                |            |
| 受益証券買戻未払金                            | (6,962,371.07) | (562,072)  |
| 先渡為替取引に係る未実現評価損（注記2、3、13）            | (2,038,617.40) | (164,578)  |
| 未払債務（注記5）                            | (817,532.53)   | (65,999)   |
| 負債合計                                 | (9,818,521.00) | (792,649)  |
| <b>純資産</b>                           | 351,234,734.25 | 28,355,180 |
| 純資産の内訳                               |                |            |
| 受益者資本                                | 346,332,404.78 | 27,959,415 |
| 分配可能利益                               | 4,902,329.47   | 395,765    |
| <b>発行済受益証券口数</b>                     | 3,394,835.00口  |            |
| ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券                   | 2,574,997.00口  |            |
| 中国元ヘッジクラス受益証券                        | 10,152.00口     |            |
| インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券                 | 237,562.00口    |            |
| 米ドルヘッジクラス受益証券                        | 572,124.00口    |            |
| <b>受益証券1口当たり純資産価額</b>                |                |            |
| ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券                   | 104.599801     | 8,444円     |
| 中国元ヘッジクラス受益証券                        | 100.878936     | 8,144円     |
| インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券                 | 101.124523     | 8,164円     |
| 米ドルヘッジクラス受益証券                        | 99.354498      | 8,021円     |

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。



## (2) 【損益計算書】

## 東京海上ストラテジック・トラストー

## 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

## 損益計算書

2010年7月12日（運用開始日）から2011年2月28日までの期間

|                                    | 米ドル                   | 千円               |
|------------------------------------|-----------------------|------------------|
| <b>投資収益</b>                        |                       |                  |
| 銀行預金に係る受取利息                        | 92.63                 | 7                |
| 債券に係る受取利息（純額）                      | 6,606,190.69          | 533,318          |
| その他の収益                             | 82,134.32             | 6,631            |
|                                    | <u>6,688,417.64</u>   | <u>539,956</u>   |
| <b>費用</b>                          |                       |                  |
| 投資顧問会社報酬（注記6）                      | (1,180,099.39)        | (95,269)         |
| 代行協会員報酬（注記10）                      | (84,292.82)           | (6,805)          |
| 販売会社報酬（注記9）                        | (842,928.09)          | (68,050)         |
| 管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬（注記8）        | (252,878.44)          | (20,415)         |
| 副保管会社報酬                            | (7,628.34)            | (616)            |
| 専門家報酬                              | (68,501.10)           | (5,530)          |
| 受託会社報酬（注記7）                        | (16,858.53)           | (1,361)          |
| その他の費用                             | (62,178.33)           | (5,020)          |
|                                    | <u>(2,515,365.04)</u> | <u>(203,065)</u> |
| <b>投資純利益</b>                       | <b>4,173,052.60</b>   | <b>336,891</b>   |
| <b>投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）</b> |                       |                  |
| 投資に係る実現純利益                         | 211,657.55            | 17,087           |
| 先渡為替取引に係る実現純利益                     | 13,785,792.92         | 1,112,927        |
| 投資に係る未実現純損失                        | (240,022.83)          | (19,377)         |
| 先渡為替取引に係る未実現純利益                    | 703,092.83            | 56,761           |
| <b>投資および為替取引に係る実現および未実現純利益</b>     | <b>14,460,520.47</b>  | <b>1,167,398</b> |
| <b>運用による純資産の増加額</b>                | <b>18,633,573.07</b>  | <b>1,504,288</b> |

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

**東京海上ストラテジック・トラストー**  
**東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション**  
**純資産変動計算書**

2010年7月12日（運用開始日）から2011年2月28日までの期間

|                                       | 米ドル             | 千円          |
|---------------------------------------|-----------------|-------------|
| <b>期首純資産</b>                          | —               | —           |
| <b>運用による純資産の増加／（減少）</b>               |                 |             |
| 投資純利益                                 | 4,173,052.60    | 336,891     |
| 投資に係る実現純利益                            | 211,657.55      | 17,087      |
| 先渡為替取引に係る実現純利益                        | 13,785,792.92   | 1,112,927   |
| 投資に係る未実現純損失                           | (240,022.83)    | (19,377)    |
| 先渡為替取引に係る未実現純利益                       | 703,092.83      | 56,761      |
| <b>運用による純資産の増加額</b>                   | 18,633,573.07   | 1,504,288   |
| <b>資本取引</b>                           |                 |             |
| ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の販売<br>（2,892,247口） | 296,594,461.35  | 23,944,071  |
| 中国元ヘッジクラス受益証券の販売（10,152口）             | 1,033,799.50    | 83,459      |
| インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の販売<br>（264,456口） | 26,881,516.26   | 2,170,145   |
| 米ドルヘッジクラス受益証券の販売（607,343口）            | 61,222,289.06   | 4,942,475   |
| ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の買戻（317,250口）       | (33,159,667.93) | (2,676,980) |
| インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の買戻<br>（26,894口）  | (2,695,418.76)  | (217,601)   |
| 米ドルヘッジクラス受益証券の買戻（35,219口）             | (3,544,574.70)  | (286,154)   |
| ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の分配金                | (12,443,915.10) | (1,004,597) |
| 中国元ヘッジクラス受益証券の分配金                     | (8,685.50)      | (701)       |
| インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の分配金              | (730,635.60)    | (58,984)    |
| 米ドルヘッジクラス受益証券の分配金                     | (548,007.40)    | (44,241)    |
| <b>資本取引による純資産の増加額</b>                 | 332,601,161.18  | 26,850,892  |
| <b>期末純資産</b>                          | 351,234,734.25  | 28,355,180  |

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

**東京海上ストラテジック・トラストー**  
**東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション**  
**財務書類に対する注記**  
**2011年2月28日現在**

## 注記1 組織

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）と三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年5月21日付の信託証書により設立されたアンブレラ型投資信託である。

トラストのファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- ー 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（2010年7月12日運用開始）
  - ・ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券
  - ・中国元ヘッジクラス受益証券
  - ・インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
  - ・米ドルヘッジクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、日系の発行体が日本国内外で発行した政府債、社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（CD）およびコマーシャルペーパー（CP）（以下「投資対象証券」と総称する。）への投資を通じて、安定的なインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは主に投資対象証券に投資する予定である。しかしファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、日系の発行体以外が発行した短期金融商品、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、投資対象証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

## 注記2 重要な会計方針の要約

本財務書類は米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、経営者が決算日現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りと異なる場合がある。ファンドの重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

### 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金勘定からなる。

## 投資の評価

トラストの資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

## 為替取引

受益証券の参照通貨は米ドルである。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

2011年2月28日現在の為替レートは、以下のとおりである。

|       |                  |       |                       |
|-------|------------------|-------|-----------------------|
| 1 米ドル | 1.658200ブラジル・レアル | 1 米ドル | 0.614817英ポンド          |
| 1 米ドル | 6.571600中国元      | 1 米ドル | 8821.500000インドネシア・ルピア |
| 1 米ドル | 0.724008ユーロ      | 1 米ドル | 81.930000日本円          |

## 先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る未実現評価損益は損益計算書に開示される。

## 先物取引の評価

未決済の先物取引は、当該金融商品の入手可能な最終の市場価格で決算日に評価される。これらの取引に係る未実現評価損益は損益計算書に開示される。当初証拠金はブローカーに預け入れられ、資産負債計算書の「ブローカー預け金」として開示される。

## 税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島内閣長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体を取るまたは取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定している。投資顧問会社は、全ての未確定の税務年度（運用開始日以降）におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストを取る税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取配当金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

## 収益認識

受取利息は、実行利回りベースで毎日計上される。

## 注記 3 公正価値測定

A S C 820「公正価値測定」は、公正価値の測定に使用される評価手法に対するインプットに優先順位を付す公正価値ヒエラルキーを規定している。公正価値ヒエラルキーでは、活発な市場における同一の資産または負債の調整前の取引価格（レベル 1 の測定）に最も高い優先順位を付けており、観測不能なインプット（レベル 3 の測定）に最も低い優先順位を付けている。A S C 820に基づく公正価値ヒエラルキーの 3 つのレベルは、以下のとおりである。

- ・ レベル 1：ファンドが測定日に入手可能な、活発な市場における同一の資産または負債の調整前の取引価格を反映するインプット
- ・ レベル 2：取引価格以外で、活発とみなされない市場におけるインプットを含む、資産または負債について直接的または間接的に観測可能なインプット
- ・ レベル 3：観測不能なインプット

以下の表は、2011年 2 月 28 日現在のファンドの投資の評価額を上記の公正価値ヒエラルキーのレベル別に要約したものである。

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

| 資産     | レベル 1 | レベル 2          | レベル 3 | 2011年 2 月 28 日<br>現在残高 |
|--------|-------|----------------|-------|------------------------|
| 投資有価証券 | —     | 345,719,731.16 | —     | 345,719,731.16         |
| 先渡為替取引 | —     | 2,741,710.23   | —     | 2,741,710.23           |
| 先渡為替取引 | —     | (2,038,617.40) | —     | (2,038,617.40)         |
| 資産合計   | —     | 346,422,823.99 | —     | 346,422,823.99         |

**注記４ 受益証券資本****受益証券の販売**

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

受益証券の当初募集価格は、１口当たり100米ドルに、販売価格の3.00%を上限とする販売手数料を加算した金額である。当初および追加時の最低申込口数は100口、あるいは受託会社が決定するその他の口数である。

**受益証券の買戻**

受益証券は、受益者の請求により、いずれの取引日においても買戻することができる。

買戻価格は、該当する取引日の直後の評価日現在で算定された、該当する取引日の該当するクラスの受益証券１口当たり純資産価額である。

管理会社は、目論見書に記載されている状況が発生した場合、買戻しを停止することができる。

**受益者への分配**

管理会社は、投資顧問会社との協議の上、いずれのクラスに関しても、2010年９月10日から毎月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）に、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能資本から分配を宣言することができる。

分配金は、分配が宣言されてから５営業日以内に受益者に支払われる。

**注記５ 未払債務**

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・  
カレンシー・セレクション  
米ドル

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬 | 85,184.05  |
| 投資顧問会社報酬               | 397,525.57 |
| 代行協会員報酬                | 28,394.69  |
| 販売会社報酬                 | 283,946.79 |
| 受託会社報酬                 | 5,678.91   |
| 専門家報酬                  | 16,802.52  |
| 合計                     | 817,532.53 |

**注記６ 投資顧問会社報酬**

ファンドに適用される投資顧問会社報酬は、純資産価額の年率0.70%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

**注記７ 受託会社報酬**

受託会社は、自己勘定に関して受託会社報酬額を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各ファンドに適用される受託会社報酬は、かかるファンドの純資産価額の年率0.01%であり、最低報酬額は1ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利を有している。

#### 注記8 管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。適用されるこれらの報酬はファンドの純資産価額の0.15%である。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利も有している。

#### 注記9 販売会社報酬

適用される販売会社報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.50%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

#### 注記10 代行協会員報酬

適用される代行協会員報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

## 注記11 財務ハイライト

運用開始日から2011年2月28日までの期間の財務ハイライトは以下のとおりである。

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セクション(1)

|                    | ブラジル・レア<br>ルヘッジクラス<br>受益証券 | 中国元ヘッジ<br>ラス受益証券 | インドネシア・<br>ルピアヘッジ<br>ラス受益証券 | 米ドルヘッジ<br>ラス受益証券 |
|--------------------|----------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 期首純資産価額            | 100.00                     | 100.00           | 100.00                      | 100.00           |
| 投資事業による収入：         |                            |                  |                             |                  |
| 投資純利益(2)           | 1.66                       | 1.62             | 1.61                        | 1.61             |
| 実現および未実現純利益／損失     | 9.30                       | 0.97             | 3.72                        | (0.89)           |
| 運用による利益合計          | 10.96                      | 2.59             | 5.33                        | 0.72             |
| 分配金控除              | (6.36)                     | (1.71)           | (4.21)                      | (1.37)           |
| 期末純資産価額            | 104.60                     | 100.88           | 101.12                      | 99.35            |
| 成功報酬控除前トータル・リターン   | 10.44%                     | 2.37%            | 4.78%                       | 0.54%            |
| 成功報酬控除後トータル・リターン   | 10.44%                     | 2.37%            | 4.78%                       | 0.54%            |
| 平均純資産に占める割合（年率換算）： |                            |                  |                             |                  |
| 運用費用               | (1.52%)                    | (1.52%)          | (1.52%)                     | (1.52%)          |
| 投資純利益              | 2.52%                      | 2.52%            | 2.52%                       | 2.52%            |

(1)：運用開始日：2010年7月12日

(2)：期中平均発行済受益証券口数を用いて計算されている。

## 注記12 金融商品とリスク

トラストの投資活動は、金融商品およびトラストが投資する市場に関連する様々な種類や程度のリスクにさらされている。

## 市場リスク

## 価格変動リスク

ファンドの主要投資対象は、政府債および社債である。したがって、ファンドは社債投資に関する価格リスクを伴っている。社債の価格は一般的に、市場金利に従って変動する。社債の価格が下落した場合、ファンドは純資産価額の減少により損失を被ることがあり、その結果、元本割れになる可能性がある。

## 為替リスク

純資産価額は米ドル建てで計算されているため、為替レートの変動により、換金時の円貨受取額が円貨投資額を下回ることがある。

ファンドの投資対象には、米ドル以外の通貨建の資産が含まれている。ファンドは原則として、為替リスクを低減するために、米ドル以外の通貨建のすべての資産について、米ドルに対するヘッジを行うが、為替リスクを完全に排除することはできない。米ドルの金利が米ドルをヘッジする通貨の金利より低い場合、金利の



差異に相当する金額がヘッジコストとなる。

受益者は、これらの様々なクラスに米ドル建て投資を行い、先渡為替取引を通じて、当該クラスに特有の通貨に対するエクスポージャーを得ることを目指しており、先渡為替取引による特定の損益は、これらの特定のクラスに割り当てられる。

#### （ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券）

ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券について、米ドルはブラジル・レアルに対してヘッジされているため、ファンドはブラジル・レアルの米ドルに対する変動にさらされる。したがって、ブラジル・レアルに対して米ドル高となる場合、ファンドは純資産価額の減少により損失を被ることがあり、その結果、元本割れになる可能性がある。ブラジル・レアルをヘッジする通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、金利の差異に相当する金額がヘッジコストとなる。

#### （中国元ヘッジクラス受益証券）

中国元ヘッジクラス受益証券について、米ドルは中国元に対してヘッジされているため、ファンドは中国元の米ドルに対する変動にさらされる。したがって、中国元に対して米ドル高となる場合、ファンドは純資産価額の減少により損失を被ることがあり、その結果、元本割れになる可能性がある。中国元をヘッジする通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、金利の差異に相当する金額がヘッジコストとなる。

#### （インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券）

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券について、米ドルはインドネシア・ルピアに対してヘッジされているため、ファンドはインドネシア・ルピアの米ドルに対する変動にさらされる。したがって、インドネシア・ルピアに対して米ドル高となる場合、ファンドは純資産価額の減少により損失を被ることがあり、その結果、元本割れになる可能性がある。インドネシア・ルピアをヘッジする通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、金利の差異に相当する金額がヘッジコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

## 信用リスク

信用リスクには、有価証券の発行体としての当事者の事業または経済状態の悪化に起因する、有価証券またはその他の資産の価格の下落またはその価値の完全な喪失、あるいは利息または買戻金額の支払の遅延などの債務不履行が含まれており、かかる事業または経済状態の悪化が、実際のものか、予想されるものか、または第三者によって評価されたものかには関わらない。ファンドは信用リスクを伴っており、かかるリスクにさらされているため、純資産価額の減少により損失を被ることがあり、その結果、元本割れになる可能性がある。

## 流動性リスク

ファンドは流動性リスクを伴っているが、流動性リスクとは、有価証券の売却または取得にあたり、市場において十分な供給または需要がない、あるいは売買制限などにより取引を行うのに十分な流動性がないかまたは取引が不可能になるリスクである。例えば、ファンドが保有する社債が十分な流動性の下で売却できないければ、予想市場価格で売却できない可能性がある。その結果、ファンドは純資産価額の減少により損失を被ることがあり、それにより元本割れになる可能性がある。

## カントリーリスク

クーデターまたは政治構造の大規模な変化、資産凍結を含む不利な規制の発動、あるいは政府によるデフォルトによりファンドが影響を受けることがあるため、新興国への投資（かかる国家の通貨への投資を含む）は、先進国への投資よりも市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが高くなる可能性がある。その結果、ファンドは純資産価額の減少により損失を被ることがあり、それにより元本割れになる可能性がある。

## 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動により確定利付証券の価値が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の確定利付証券の価値は下落することが予想される。名目金利は、実際の金利と予想インフレ率との合計として表すことができる。デュレーションが長い確定利付証券ほど、金利の変動の影響をより強く受ける傾向があり、通常、デュレーションが比較的短い証券よりも変動しやすい。

## その他のリスク

### ハイ・イールドリスク

ファンドの投資目的は、ムーディーズによりBaa3以上またはスタンダード・アンド・プアーズによりBBB-以上に格付けされた債券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た債券に投資することである。したがってファンドは、これらの有価証券より格付の低い、いわゆる「ハイ・イールド」証券または「ジャンク債」に投資する予定はない。しかし、ファンドが保有する有価証券は取得後に格付が引下げられる可能性があり、その結果、ファンドがハイ・イールド証券またはジャンク債を保有することがある。ハイ・イールド証券またはジャンク債に投資するファンドは、かかる有価証券に投資しないファンドよりもより大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの有価証券は、発行体が元本および利息を継続的に支払できる能力に関して、はるかに投機的とみなされる。経済状態の悪化または金利の上昇期間は、これらの有価証券の市場が悪影響を受ける可能性があり、また、ファンドがこれらの有価証券を売却できる能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が利息又は元本の支払に関して債務不履行に陥った場合、ファンドはその投資全額を失う可能性がある。

## 発行体リスク

経営状態、財務レバレッジおよび発行体の製品またはサービスに対する需要の低下など、発行体に直接関連する様々な理由により、有価証券の価値が下落する可能性がある。

## デリバティブ・リスク

デリバティブは金融契約であり、その価値は、原資産、参照レートまたは指数の価値に依拠する、あるいはそれらに由来するものである。ファンドは通常、原資産のポジションの代替として、および／あるいは金利リスクや為替リスクなどの他のリスクに対するエクスポージャーを軽減または増大させるための戦略の一環として、デリバティブを利用している。

ファンドのデリバティブ商品の利用には、有価証券またはその他の従来型投資への直接投資に関連するリスクとは異なるリスクまたはより大きなリスクが伴う可能性がある。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスクなど、様々なリスクにさらされている。また、誤った価格決定または不適切な評価のリスク、ならびにデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたは指数と完全には相関しない可能性があるというリスクが含まれる。

ファンドがデリバティブ商品に投資している場合、投資元本額を上回る損失を被る可能性がある。また、あらゆる状況において、適切なデリバティブ取引を利用できないことがあり、ファンドに有利な時点で他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにこれらの取引を行うことができるという保証はない。

## 繰上償還及び延期リスク

ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が下落する期間において、当該有価証券に係る元本および／または利息を繰上償還することができる。ファンドは当該元本を有利なレートで再投資できない可能性があり、それにより、ファンドの収益が減少する可能性がある。また、ファンドは支払ったプレミアムを回収できない可能性がある。ファンドはまた、払戻された元本および／または利息に係る金利の下落による利益を喪失する可能性がある。反対に、金利の上昇により、繰上償還の発生が予想よりも減少する可能性がある。これにより、影響を受けた有価証券のデュレーションは事実上長期化し、金利の変動の影響をより強く受けようになり、ファンドの純資産価額がより変動しやすくなる可能性がある。繰上償還リスクにさらされている有価証券は一般的に、金利が下落している時には利益をもたらす可能性が低くなり、金利が上昇している時には損失をもたらす可能性が高くなる。

## 発行体の非分散リスク

ファンドは分散投資を行う予定だが、投資対象の数は限りがあるため、かかる分散投資を実施できない可能性がある。少数の発行体、業種または通貨に投資を集中させれば、リスクが増大する。比較的少数の発行体に投資を行っているファンドは、分散投資を行っているファンドよりも経済的、政治的または規制上の単一の出来事に関連してリスクの影響を受けやすくなる。これらの発行体の一部はまた、相当な信用リスクまたはその他のリスクを示している可能性がある。

## マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされている。投資顧問会社および副投資顧問会社は、ファンドの投資意思決定において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待通りの結果をもたらすという保証はない。

## 複数のクラスにわたる負債

トラストは独立した法人格ではない。内部会計処理目的で、各クラスについて別々の口座が設定され、当該クラスに帰属するトラストの資産、および当該クラスに個別に割当可能なトラストの負債が割当てられる。あるクラスが支払不能な状態に陥った場合または終了した場合（すなわち、当該クラスの資産が債務の履行に不十分であった場合）、トラストの全資産が、個別のクラスについて未決済の金額だけでなく、当該クラスの債務の履行に用いられる。

他のクラスに帰属する負債が各クラスに帰属する資産を超過する場合、1つのクラスに帰属する資産を分別することはできない。したがって、例えば1つのクラスの口座について債務が発生し、債権者が当該債務についてトラストに不利な判決を得た場合、トラストの資産は、クラスに関わらず、当該判決を履行するために利用可能となる。受託会社は、既存か偶発的に関わらず、かかる負債を現時点では認識していない。

トラスト内の様々なクラスは様々な時期に設定される可能性があり、したがって、あるクラスの設定時に、当該クラスに関してプールされた資産の取引が開始されていることがある。トラストに関する財務情報はその時々公表され、潜在的な投資家は、請求により、直近の監査済および未監査の財務情報を入手できる。

**注記13 先渡為替取引に係る未実現損益**

2011年2月28日現在で未決済の先渡為替取引は、以下のとおりである。

**東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション**

| 決済日        | 通貨             | 売却額              | 通貨             | 買入額                | 未実現評価益／<br>(評価損)<br>米ドル |
|------------|----------------|------------------|----------------|--------------------|-------------------------|
| 22/03/2011 | 米ドル            | 271,650,000.00   | ブラジル・レアル       | 456,326,347.50     | 2,368,311.42            |
| 22/03/2011 | 米ドル            | 24,130,000.00    | インドネシア・<br>ルピア | 215,696,050,000.00 | 298,837.58              |
| 22/03/2011 | 米ドル            | 1,005,000.00     | 中国元            | 6,614,549.70       | 2,558.81                |
| 13/04/2011 | 米ドル            | 6,900,000.00     | ユーロ            | 5,050,589.07       | 72,002.42               |
| 未実現評価益合計   |                |                  |                |                    | 2,741,710.23            |
| 02/03/2011 | ユーロ            | 655,362.87       | 米ドル            | 900,000.00         | (5,173.15)              |
| 22/03/2011 | インドネシア・<br>ルピア | 1,776,360,000.00 | 米ドル            | 199,255.27         | (1,927.88)              |
| 22/03/2011 | ブラジル・レアル       | 6,832,500.00     | 米ドル            | 4,080,772.16       | (22,059.34)             |
| 13/04/2011 | 日本円            | 17,001,095.00    | 米ドル            | 205,535.75         | (2,034.99)              |
| 13/04/2011 | ユーロ            | 55,846,449.88    | 米ドル            | 76,598,594.69      | (493,716.42)            |
| 13/04/2011 | 英ポンド           | 52,745,930.95    | 米ドル            | 84,242,346.86      | (1,513,705.62)          |
| 未実現評価損合計   |                |                  |                |                    | (2,038,617.40)          |

当年度において、トラストは、四半期で平均190件の先渡為替取引を行ったが、これはデリバティブ取引の量を表している。

**注記14 投資ポートフォリオの増減**

2011年2月28日に終了した期間におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

**注記15 後発事象**

財務書類の発行準備が整った日である2011年7月25日までの後発事象について評価が行われた。

**注記16 補償**

通常の事業活動において、トラストは様々な表明および保証を含む契約を締結しており、一般的な補償を提供している。ファンドに対して行われる可能性はあるがまだ発生していない将来の請求を含んでいるため、これらの契約に基づくトラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、投資顧問会社は、損失リスクの可能性は低いと予想している。

## （３）【投資有価証券明細表等】

## 東京海上ストラテジック・トラストー

## 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

## 投資有価証券明細表

2011年２月28日現在

| 銘柄                                                     | 通貨   | 業種       | 名目価額<br>(米ドル) | 取得原価<br>(米ドル)  | 公正価値<br>(注記３)<br>(米ドル) | 純資産<br>比率<br>% |
|--------------------------------------------------------|------|----------|---------------|----------------|------------------------|----------------|
| 公認の証券取引所への上場が認可されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券（公正価値） |      |          |               |                |                        |                |
| 債券                                                     |      |          |               |                |                        |                |
| ケイマン諸島                                                 |      |          |               |                |                        |                |
| MUFG Capital Fin 2 FRN perpetual                       | ユーロ  | 各種金融サービス | 14,050,000    |                | 18,002,573.77          | 5.13%          |
| Norinchukin Fin FRN 28/09/2016                         | 英ポンド | 銀行       | 17,100,000    |                | 28,130,186.91          | 8.01%          |
| SMFG Pref Cap FRN perpetual                            | 米ドル  | 各種金融サービス | 2,600,000     |                | 2,599,187.50           | 0.74%          |
| STB Finance FRN perpetual                              | 英ポンド | 各種金融サービス | 12,100,000    |                | 19,776,810.91          | 5.63%          |
|                                                        |      |          |               | 65,383,305.65  | 68,508,759.09          | 19.51%         |
| 日本                                                     |      |          |               |                |                        |                |
| Develop Bk of Japan 5.125% 01/02/2017                  | 米ドル  | ソブリン債    | 30,900,000    |                | 34,609,699.50          | 9.85%          |
| East Japan Railway 4.75% 08/12/2031                    | 英ポンド | 運輸       | 4,500,000     |                | 6,933,443.65           | 1.97%          |
| Japan Bank 5.25% 23/03/2016                            | 米ドル  | ソブリン債    | 18,800,000    |                | 21,082,002.75          | 6.00%          |
| Japan Fin Corp 1.875% 24/09/2015                       | 米ドル  | ソブリン債    | 13,400,000    |                | 13,092,345.21          | 3.73%          |
| Japan Fin Corp Muni 5% 16/05/2017                      | 米ドル  | ソブリン債    | 15,900,000    |                | 17,628,282.30          | 5.02%          |
| Japan Fin Org Muni 4% 13/01/2021                       | 米ドル  | ソブリン債    | 17,300,000    |                | 17,184,186.22          | 4.89%          |
| Mitsubishi Corp 2.75% 16/09/2015                       | 米ドル  | 販売／卸売    | 20,500,000    |                | 20,427,554.27          | 5.82%          |
| Sumitomo Mitsui 3.15% 22/07/2015                       | 米ドル  | 銀行       | 1,400,000     |                | 1,417,355.10           | 0.40%          |
| Sumitomo Mitsui Bk 4% 09/11/2020                       | ユーロ  | 銀行       | 15,200,000    |                | 19,594,480.56          | 5.58%          |
| Tokyo Electric Power 4.5% 24/03/2014                   | ユーロ  | 電気       | 7,100,000     |                | 10,354,962.51          | 2.95%          |
|                                                        |      |          |               | 165,940,143.24 | 162,324,312.07         | 46.21%         |
| オランダ領アンティル諸島                                           |      |          |               |                |                        |                |
| Bank Tokyo Curacao FRN 20/01/2017                      | 英ポンド | 銀行       | 6,500,000     |                | 10,782,258.51          | 3.07%          |
|                                                        |      |          |               | 10,475,311.38  | 10,782,258.51          | 3.07%          |
| 英国                                                     |      |          |               |                |                        |                |
| Jti UK Finance Plc 4.5% 02/04/2014                     | ユーロ  | 農業       | 14,000,000    |                | 20,488,603.77          | 5.83%          |
| Jti UK Finance Plc 5.75% 06/02/2013                    | 英ポンド | 農業       | 1,400,000     |                | 2,429,959.16           | 0.69%          |
|                                                        |      |          |               | 22,286,203.68  | 22,918,562.93          | 6.52%          |

| 銘柄                                     | 通貨   | 業種       | 名目価額<br>(米ドル) | 取得原価<br>(米ドル)  | 公正価値<br>(注記3)<br>(米ドル) | 純資産<br>比率<br>% |
|----------------------------------------|------|----------|---------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>債券（続き）</b>                          |      |          |               |                |                        |                |
| <b>米国</b>                              |      |          |               |                |                        |                |
| American Honda Fin 2.50%<br>21/09/2015 | 米ドル  | 各種金融サービス | 10,500,000    |                | 10,395,909.56          | 2.96%          |
| American Honda Fin 2.50%<br>21/09/2015 | 米ドル  | 各種金融サービス | 3,200,000     |                | 3,163,200.00           | 0.90%          |
| American Honda Fin 3.50%<br>16/03/2015 | 米ドル  | 各種金融サービス | 7,400,000     |                | 7,646,426.48           | 2.18%          |
| American Honda Fin 3.50%<br>16/03/2015 | 米ドル  | 各種金融サービス | 3,300,000     |                | 3,410,041.80           | 0.97%          |
| Nissan Motor Acc 4.5%<br>30/01/2015    | 米ドル  | 自動車製造    | 18,900,000    |                | 19,709,919.34          | 5.61%          |
| Nissan Motor Accept 4.5%<br>30/01/2015 | 米ドル  | 自動車製造    | 1,200,000     |                | 1,247,727.00           | 0.36%          |
| Toyota Motor Credit 3.2%<br>17/06/2015 | 米ドル  | 各種金融サービス | 17,500,000    |                | 18,054,022.65          | 5.14%          |
| Toyota Motor Credit 4%<br>07/12/2017   | 英ポンド | 各種金融サービス | 10,700,000    |                | 17,558,591.73          | 5.00%          |
|                                        |      |          |               | 81,874,790.04  | 81,185,838.56          | 23.12%         |
| <b>債券合計</b>                            |      |          |               | 345,959,753.99 | 345,719,731.16         | 98.43%         |
| <b>投資有価証券合計（公正価値）</b>                  |      |          |               | 345,959,753.99 | 345,719,731.16         | 98.43%         |

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST -  
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND  
CURRENCY SELECTION

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES  
AS AT FEBRUARY 28, 2011 (expressed in USD)

|                                                                             |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <b>ASSETS</b>                                                               |                       |
| Investments in securities at fair value (Note 2, 3)                         | 345,719,731.16        |
| Cost: USD 345,959,753.99                                                    |                       |
| Cash at bank                                                                | 4,304,070.10          |
| Interest receivable                                                         | 5,078,857.32          |
| Receivables from units subscribed                                           | 2,907,491.26          |
| Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (Note 2,3,13) | 2,741,710.23          |
| Other assets                                                                | 301,395.18            |
| <b>Total Assets</b>                                                         | <b>361,053,255.25</b> |
| <b>LIABILITIES</b>                                                          |                       |
| Payables for units redeemed                                                 | (6,962,371.07)        |
| Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (Note 2,3,13) | (2,038,617.40)        |
| Accrued liabilities (Note 5)                                                | (817,532.53)          |
| <b>Total Liabilities</b>                                                    | <b>(9,818,521.00)</b> |
| <b>TOTAL NET ASSETS</b>                                                     | <b>351,234,734.25</b> |
| <b>Net assets comprised of</b>                                              |                       |
| Unitholder's capital                                                        | 346,332,404.78        |
| Distributable earnings                                                      | 4,902,329.47          |
| <b>UNITS OUTSTANDING</b>                                                    | <b>3,394,835.00</b>   |
| BRL-Hedged Class Unit                                                       | 2,574,997.00          |
| CNY-Hedged Class Unit                                                       | 10,152.00             |
| IDR-Hedged Class Unit                                                       | 237,562.00            |
| USD-Hedged Class Unit                                                       | 572,124.00            |
| <b>NET ASSET VALUE PER UNIT</b>                                             |                       |
| BRL-Hedged Class Unit                                                       | 104.599801            |
| CNY-Hedged Class Unit                                                       | 100.878936            |
| IDR-Hedged Class Unit                                                       | 101.124523            |
| USD-Hedged Class Unit                                                       | 99.354498             |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements



**TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST -**  
**TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND**  
**CURRENCY SELECTION**

**STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE PERIOD**  
**FROM JULY 12, 2010 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS)**  
**TO FEBRUARY 28, 2011 (EXPRESSED IN USD)**

---

**INVESTMENT INCOME**

|                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| <b>Interest on bank accounts</b> | <b>92.63</b>        |
| <b>Interest on bonds, net</b>    | <b>6,606,190.69</b> |
| <b>Other income</b>              | <b>82,134.32</b>    |
|                                  | <hr/>               |
|                                  | <b>6,688,417.64</b> |

**EXPENSES**

|                                                         |                       |
|---------------------------------------------------------|-----------------------|
| <b>Investment manager's fees(Note 6)</b>                | <b>(1,180,099.39)</b> |
| <b>Agent company fee(Note 10)</b>                       | <b>(84,292.82)</b>    |
| <b>Distribution fees (Note 9)</b>                       | <b>(842,928.09)</b>   |
| <b>Manager, Custody and Administration fees(Note 8)</b> | <b>(252,878.44)</b>   |
| <b>Sub-custodian fees</b>                               | <b>(7,628.34)</b>     |
| <b>Professional fees</b>                                | <b>(68,501.10)</b>    |
| <b>Trustee's fees (Note 7)</b>                          | <b>(16,858.53)</b>    |
| <b>Other expenses</b>                                   | <b>(62,178.33)</b>    |
|                                                         | <hr/>                 |
|                                                         | <b>(2,515,365.04)</b> |

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| <b>NET INVESTMENT INCOME</b> | <b>4,173,052.60</b> |
|------------------------------|---------------------|

**Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions**

|                                                                                          |                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <b>Net realized gain on investments</b>                                                  | <b>211,657.55</b>    |
| <b>Net realized gain on forward foreign exchange contracts</b>                           | <b>13,785,792.92</b> |
| <b>Net unrealized loss on investments</b>                                                | <b>(240,022.83)</b>  |
| <b>Net unrealized gain on forward foreign exchange contracts</b>                         | <b>703,092.83</b>    |
| <b>Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions</b> | <b>14,460,520.47</b> |
| <b>INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS</b>                                  | <b>18,633,573.07</b> |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

**TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST -  
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND  
CURRENCY SELECTION**

**STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS  
FOR THE PERIOD FROM JULY 12, 2010  
(COMMENCEMENT OF OPERATIONS)  
TO FEBRUARY 28, 2011 (EXPRESSED IN USD)**

|                                                                   |                       |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <b>NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD</b>                  | <b>-</b>              |
| <b>Increase/(decrease) in net assets from operations</b>          |                       |
| Net investment income                                             | 4,173,052.60          |
| Net realized gain on investments                                  | 211,657.55            |
| Net realized gain on forward foreign exchange contracts           | 13,785,792.92         |
| Net unrealized loss on investments                                | (240,022.83)          |
| Net unrealized gain on forward foreign exchange contracts         | 703,092.83            |
| <b>INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS</b>           | <b>18,633,573.07</b>  |
| <b>Capital transactions</b>                                       |                       |
| Subscriptions for BRL-Hedged Class Units(2,892,247 units)         | 296,594,461.35        |
| Subscriptions for CNY-Hedged Class Units(10,152 units)            | 1,033,799.50          |
| Subscriptions for IDR-Hedged Class Units(264,456 units)           | 26,881,516.26         |
| Subscriptions for USD-Hedged Class Units(607,343 units)           | 61,222,289.06         |
| Redemptions for BRL-Hedged Class Units(317,250 units)             | (33,159,667.93)       |
| Redemptions for IDR-Hedged Class Units(26,894 units)              | (2,695,418.76)        |
| Redemptions for USD-Hedged Class Units(35,219 units)              | (3,544,574.70)        |
| Dividends for BRL-Hedged Class Units                              | (12,443,915.10)       |
| Dividends for CNY-Hedged Class Units                              | (8,685.50)            |
| Dividends for IDR-Hedged Class Units                              | (730,635.60)          |
| Dividends for USD-Hedged Class Units                              | (548,007.40)          |
| <b>INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS</b> | <b>332,601,161.18</b> |
| <b>NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD</b>                        | <b>351,234,734.25</b> |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements  
TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS  
AS AT FEBRUARY 28, 2011

**NOTE 1 ORGANIZATION**

Tokio Marine Strategic Trust (the “Trust”) is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the “Manager”).

The Trust has the following Series and Classes :

- Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection (commencement of operations on July 12, 2010),
  - BRL-Hedged Class Unit
  - CNY-Hedged Class Unit
  - IDR-Hedged Class Unit
  - USD-Hedged Class Unit

The objective of the Series Trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the Series Trust's assets over the medium to long term through investing in government bonds, corporate bonds, preferred investment securities, certificates of deposit (CDs), and commercial papers (CPs) (collectively, the "Underlying Securities"), issued by Japanese Issuers either in Japan or overseas.

The Series Trust primarily intends to invest in the Underlying Securities. However, the Series Trust may temporarily acquire short-term financial instruments, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, issued by other than Japanese Issuers, mainly for the purpose of ensuring the Series Trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Underlying Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the Series Trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from the estimates included in the financial statements. The following is a summary of the Fund's significant accounting policies.

## Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

## Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

Unlisted securities will be valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

## Foreign Currency Translation

The reference currency for the Units is USD.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations.

Currency exchange rates as at February 28, 2011 are as follows:

|       |          |     |       |             |     |
|-------|----------|-----|-------|-------------|-----|
| 1 USD | 1.658200 | BRL | 1 USD | 0.614817    | GBP |
| 1 USD | 6.571600 | CNY | 1 USD | 8821.500000 | IDR |
| 1 USD | 0.724008 | EUR | 1 USD | 81.930000   | JPY |

## Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of operations.

## Valuation of futures contracts

Outstanding futures contracts are valued at the closing date at the last available market price of the instruments. The unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of operations. Initial margin is held at the broker and disclosed as “cash at broker” in the statement of assets and liabilities.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

## Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

## Income recognition

Interest income is accrued on a daily basis on an effective yield basis.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 3 FAIR VALUE MEASUREMENTS

ASC 820, "Fair Value Measurements" establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (level 1 measurements) and the lowest priority to unobservable inputs (level 3 measurements). The three levels of the fair value hierarchy under ASC 820 are as follows:

- Level 1: Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Fund has the ability to access at the measurement date;
- Level 2: Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3: Inputs that are unobservable.

The following table summarizes the valuation of the Series Trust's investments by the above fair value hierarchy levels as at February 28, 2011:

## Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

| Assets                                | Level 1 | Level 2        | Level 3 | Balance as at<br>February 28,<br>2011: |
|---------------------------------------|---------|----------------|---------|----------------------------------------|
| Investment                            | -       | 345,719,731.16 | -       | 345,719,731.16                         |
| Forward Foreign Exchange<br>Contracts | -       | 2,741,710.23   | -       | 2,741,710.23                           |
| Forward Foreign Exchange<br>Contracts | -       | (2,038,617.40) | -       | (2,038,617.40)                         |
| Total assets                          | -       | 346,422,823.99 | -       | 346,422,823.99                         |

## NOTE 4 UNIT CAPITAL

## Subscriptions of units

## Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Issue Price for the initial issue of Units is USD 100 per Unit plus a sales charge of up to 3.00% of the subscription price. The minimum initial and additional subscription amount is 100 Units or such other amount as the Trustee may determine.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS  
AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 4 UNIT CAPITAL (continued)

## Redemptions of units

Units may be redeemed on any Dealing Day at the request of the holder of Units.

The Repurchase Price is the Net Asset Value per Unit of the relevant class of the relevant Dealing Day determined as at the Valuation Day falling immediately after the relevant Dealing Day.

The Manager may suspend if circumstances as listed in the information memorandum occur.

## Distributions to Unitholders

The Manager may, following consultation with the Investment Manager, declare distributions in respect of any Class on the 10th day of every month ( or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day ) commencing from September 10, 2010 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

Distribution shall be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

## NOTE 5 ACCRUED LIABILITIES

|                                          | Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund<br>Currency Selection<br>USD |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| Manager, Custody and Administration fees | 85,184.05                                                        |
| Investment management fees               | 397,525.57                                                       |
| Agent company fee                        | 28,394.69                                                        |
| Distribution fees                        | 283,946.79                                                       |
| Trustee fees                             | 5,678.91                                                         |
| Professional fees                        | 16,802.52                                                        |
| TOTAL                                    | <hr/> 817,532.53                                                 |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements



**TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST****NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)****NOTE 6 INVESTMENT MANAGER'S FEE**

The Investment Manager's fee applicable to the Series Trust is 0.70% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

**NOTE 7 TRUSTEE'S FEES**

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each Series Trust are 0.01% per annum of the net asset value of such Series Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per Series Trust. In addition, the Trustee is entitled to receive from each Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

**NOTE 8 MANAGER, CUSTODIAN AND ADMINISTRATION FEES**

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.15% of the net asset value of the Series Trust. In addition, the Manager is also entitled to receive from each Series Trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

**NOTE 9 DISTRIBUTION FEES**

The Distribution fee applicable is 0.50% per annum of the net asset value of the Series Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

**NOTE 10 AGENT COMPANY FEES**

The Agent company fee applicable is 0.05% per annum of the net asset value of the Series Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 11 FINANCIAL HIGHLIGHTS

Financial highlights for the period from the date of commencement of operations to February 28, 2011 are as follows:

|                                            | Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection<br>(1) |                          |                          |                          |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                                            | BRL-Hedged<br>Class Unit                                      | CNY-Hedged<br>Class Unit | IDR-Hedged<br>Class Unit | USD-Hedged<br>Class Unit |
| NAV at beginning of the period             | 100.00                                                        | 100.00                   | 100.00                   | 100.00                   |
| Income from investment operations:         |                                                               |                          |                          |                          |
| Net investment income (2)                  | 1.66                                                          | 1.62                     | 1.61                     | 1.61                     |
| Net realized and unrealized gains/loss     | 9.30                                                          | 0.97                     | 3.72                     | (0.89)                   |
| Total gain from operations                 | 10.96                                                         | 2.59                     | 5.33                     | 0.72                     |
| Less distributions                         | (6.36)                                                        | (1.71)                   | (4.21)                   | (1.37)                   |
| NAV at the end of the period               | 104.60                                                        | 100.88                   | 101.12                   | 99.35                    |
| Total return before performance fee        | 10.44%                                                        | 2.37%                    | 4.78%                    | 0.54%                    |
| Total return after performance fee         | 10.44%                                                        | 2.37%                    | 4.78%                    | 0.54%                    |
| Ratios to average net assets (annualized): |                                                               |                          |                          |                          |
| Operating expenses                         | (1.52%)                                                       | (1.52%)                  | (1.52%)                  | (1.52%)                  |
| Net investment Income                      | 2.52%                                                         | 2.52%                    | 2.52%                    | 2.52%                    |

(1): Date of commencement of operation: July 12, 2010

(2): Calculated using average units outstanding during the period.

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS

The Trust's investment activities expose it to the various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments, and markets in which they invest.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

## Market Risk

## Price Volatility Risk

The main underlying investments of the Series Trust are government bonds and corporate bonds. The Series Trust therefore carries with it price risk relating to corporate bond investment. The prices of corporate bonds generally fluctuate according to the market interest rate. If the price of corporate bonds declines, the Series Trust may incur a loss caused by depreciation in the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested.

## Foreign Currency Risk

Because the Net Asset Value is calculated in US dollar, the amount in Japanese Yen received upon realization of investments may be less than the amount in Japanese Yen invested, depending on the fluctuation of foreign exchange rates.

The underlying investments of the Series Trust include assets denominated in currencies other than the US dollar. Although the Series Trust will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar to mitigate foreign exchange risk, exchange risk cannot be completely eliminated. When the interest rate of the US dollar is lower than that of a USD-hedged currency, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

The unitholders invest in USD into these different classes and aim to obtain exposure to the different currency specific to that class via forward foreign exchange contracts, and the specific gains/losses from forward foreign exchange contracts will be allocated to these specific classes.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

## (BRL-Hedged Class Units)

As the US dollar is hedged to the Brazilian Real in respect of the BRL-Hedged Class Units, the Series Trust will be exposed to fluctuations of the Brazilian Real against the US dollar. Therefore, if the US dollar moves higher against the Brazilian Real, the Series Trust may incur loss from a declining the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested. When the interest rate of a BRL-hedged currency is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

## (CNY-Hedged Class Units)

As the US dollar is hedged to the Chinese Yuan in respect of the CNY-Hedged Class Units, the Series Trust will be exposed to fluctuations of the Chinese Yuan against the US dollar. Therefore, if the US dollar moves higher against the Chinese Yuan, the Series Trust may incur loss from a declining the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested. When the interest rate of a CNY-hedged currency is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

## (IDR-Hedged Class Units)

As the US dollar is hedged to the Indonesian Rupiah in respect of the IDR-Hedged Class Units, the Series Trust will be exposed to fluctuations of the Indonesian Rupiah against the US dollar. Therefore, if the US dollar moves higher against the Indonesian Rupiah, the Series Trust may incur loss from a declining the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested. When the interest rate of a IDR-hedged currency is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

## Credit Risk

Credit risk includes declines in the price of or a total loss of value of the securities or other assets, or defaults such as delays in payment of interest distributions or redemption proceeds, due to deterioration in the business or financial status of such parties as the issuers of the securities, whether such deterioration is actual, expected, or as evaluated by a third party. The Series Trust carries credit risk and is exposed to such risk, so the Series Trust may incur loss caused by depreciation in the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested.

## Liquidity Risk

The Series Trust carries liquidity risk, which is the risk that, in selling or acquiring securities, there is insufficient supply and demand in the market, or there is insufficient liquidity to enter into the transaction due to trading restrictions, etc., or the transaction becomes impossible. For example, if corporate bonds held by the Series Trust cannot be sold during conditions of sufficient liquidity, they might not be sold at the expected market price. As a result, the Series Trust may incur loss caused by depreciation in the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

## Country Risk

Investment in emerging countries (including investment in the currencies of such countries) may be subject to higher market, credit, and liquidity risks than investment in developed countries, as the Series Trust might be affected by coups or major changes in political structure, by the imposition of adverse regulations including asset freezes, or by government default. As a result, the Series Trust may incur loss caused by depreciation in the Net Asset Value, potentially resulting in a loss of the principal invested.

## Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Series Trust is likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

## Other Risks

## High Yield Risk

The investment objective of the Series Trust is to invest in debt securities that are rated Baa3 or above by Moody's or BBB- or above by Standard & Poor's, or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Accordingly, the Series Trust will not invest in so-called "high yield" securities or "junk bonds" that are rated lower than those securities. However, securities held by the Series Trust may be the subject of a downgrade after acquisitions, the result of which the Series Trust may hold high yield securities or junk bonds. Funds that invest in high yield securities or junk bonds may be subject to greater levels of interest rate, credit and liquidity risk than funds that do not invest in such securities. These securities are considered predominately speculative with respect to the issuer's continuing ability to make principal and interest payments. An economic downturn or period of rising interest rates could adversely affect the market for these securities and reduce the Series Trust's ability to sell these securities (liquidity risk). If the issuer of a security is in default with respect to interest or principal payments, the Series Trust may lose its entire investment.

## Issuer Risk

The value of a security may decline for a number of reasons which directly relate to the issuer, such as management performance, financial leverage and reduced demand for the issuer's goods or services.

## Derivatives Risk

Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Series Trust typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce or gain exposure to other risks, such as interest rate or currency risk.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

The Series Trust's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks, such as liquidity risk, interest rate risk, market risk, credit risk and management risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index.

If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

## Prepayment and Extension Risk

The issuers or guarantors of securities held by the Series Trust may be able to prepay principal and/or interest due on their securities, particularly during periods of declining interest rates. The Series Trust may not be able to reinvest that principal at attractive rates, reducing income to the Series Trust, and the Series Trust may lose any premium paid. The Series Trust could also lose the benefit of falling interest rates on the price of the repaid principal and/or interest. On the other hand, rising interest rates may cause prepayments to occur at slower than expected rates. This could effectively lengthen the duration of the affected securities, making them more sensitive to interest rate changes and the Series Trust's Net Asset Value more volatile. Securities subject to prepayment risk generally offer less potential for gains when interest rates decline, and may offer a greater potential for loss when interest rates rise.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements



## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

## Issuer Non-Diversification Risk

Although the Series Trust intends to make diversified investment, there may be a potential that such diversification investments will not be attained because the number of targets of investments is limited. Focusing investments in a small number of issuers, industries or currencies increases risk. Funds that invest in a relatively small number of issuers are more susceptible to risks associated with a single economic, political or regulatory occurrence than more diversified funds might be. Some of those issuers also may present substantial credit or other risks.

## Management Risk

The Series Trust is subject to management risk because it is an actively managed investment portfolio. The Investment Manager and the Sub-Investment Manager will apply investment techniques and risk analyses in making investment decisions for the Series Trust, but there can be no guarantee that these will produce the desired results.

## Cross-Class Liability:

The Trust is not a separate legal entity. For the purposes of internal accounting, a separate account is established for each Class, to which are allocated the assets of the Trust attributable to that Class and from which are debited liabilities of the Trust specifically allocable to that Class. In the event of an insolvency or termination of a Class (i.e., when the assets of the Class are insufficient to meet its liabilities), all assets of the Trust are used to meet the Class's liabilities, not just the amount standing as to any individual Class.

It is not possible to isolate the assets attributable to any one Class to the extent that the liabilities attributable to other Classes exceed the assets attributable to those respective Classes. Accordingly, where indebtedness is incurred for the account of one Class, for example, and a creditor obtains judgment against the Trust for that debt, any assets of the Trust, regardless of Class, would be available to satisfy that judgment. The Trustee is not currently aware of any such existing or contingent liability.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

## NOTE 12 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (continued)

The launch of various classes within the Trust may occur at different times and therefore at the time of the launch of given Class(es), the pool of assets to which a given Class relates may have commenced to trade. Financial information in respect of the Trust will be published from time to time, and the most recently published audited and unaudited financial information are available to potential investors upon request.

## NOTE 13 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

The Forward Foreign Exchange Contracts outstanding as at February 28, 2011 are listed as follows.

## TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

| Settlement date               | Currency | Sale             | Currency | Purchase           | Unrealized appreciation/<br>(depreciation) USD |
|-------------------------------|----------|------------------|----------|--------------------|------------------------------------------------|
| 22/03/2011                    | USD      | 271,650,000.00   | BRL      | 456,326,347.50     | 2,368,311.42                                   |
| 22/03/2011                    | USD      | 24,130,000.00    | IDR      | 215,696,050,000.00 | 298,837.58                                     |
| 22/03/2011                    | USD      | 1,005,000.00     | CNY      | 6,614,549.70       | 2,558.81                                       |
| 13/04/2011                    | USD      | 6,900,000.00     | EUR      | 5,050,589.07       | 72,002.42                                      |
| Total unrealized appreciation |          |                  |          |                    | 2,741,710.23                                   |
| 02/03/2011                    | EUR      | 655,362.87       | USD      | 900,000.00         | (5,173.15)                                     |
| 22/03/2011                    | IDR      | 1,776,360,000.00 | USD      | 199,255.27         | (1,927.88)                                     |
| 22/03/2011                    | BRL      | 6,832,500.00     | USD      | 4,080,772.16       | (22,059.34)                                    |
| 13/04/2011                    | JPY      | 17,001,095.00    | USD      | 205,535.75         | (2,034.99)                                     |
| 13/04/2011                    | EUR      | 55,846,449.88    | USD      | 76,598,594.69      | (493,716.42)                                   |
| 13/04/2011                    | GBP      | 52,745,930.95    | USD      | 84,242,346.86      | (1,513,705.62)                                 |
| Total unrealized depreciation |          |                  |          |                    | (2,038,617.40)                                 |

During the year the Trust trades on quarterly average 190 forward foreign exchange contracts which represent volume of derivative activity.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2011 (continued)

#### NOTE 14 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the period ended February 28, 2011 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

#### NOTE 15 SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent events have been evaluated through July 25, 2011, which is the date the financial statements were available to be issued.

#### NOTE 16 INDEMNIFICATIONS

In the normal course of business, the Trust enters into contracts that contain a variety of representations and warranties and provides general indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Trust that have not yet occurred; however, the Investment Manager expects the risk of loss to be remote.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

**TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST -**  
**TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND**  
**CURRENCY SELECTION**

**SCHEDULE OF INVESTMENTS**  
**AS AT FEBRUARY 28, 2011 (expressed in USD)**

| Description                                                                                                           | Currency | Industry                 | Nominal    | Cost           | Fair value<br>(Note 3) | % of<br>net<br>assets |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------|------------|----------------|------------------------|-----------------------|
| TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET, AT FAIR VALUE |          |                          |            |                |                        |                       |
| <b>BONDS</b>                                                                                                          |          |                          |            |                |                        |                       |
| <b>Cayman Islands</b>                                                                                                 |          |                          |            |                |                        |                       |
| MUFG Capital Fin 2 FRN perpetual                                                                                      | EUR      | Diversified Finan. Serv. | 14,050,000 |                | 18,002,573.77          | 5.13%                 |
| Norinchukin Fin FRN 28/09/2016                                                                                        | GBP      | Banks                    | 17,100,000 |                | 28,130,186.91          | 8.01%                 |
| SMFG Pref Cap FRN perpetual                                                                                           | USD      | Diversified Finan. Serv. | 2,600,000  |                | 2,599,187.50           | 0.74%                 |
| STB Finance FRN perpetual                                                                                             | GBP      | Diversified Finan. Serv. | 12,100,000 |                | 19,776,810.91          | 5.63%                 |
|                                                                                                                       |          |                          |            | 65,383,305.65  | 68,508,759.09          | 19.51%                |
| <b>Japan</b>                                                                                                          |          |                          |            |                |                        |                       |
| Develop Bk of Japan 5.125% 01/02/2017                                                                                 | USD      | Sovereign                | 30,900,000 |                | 34,609,699.50          | 9.85%                 |
| East Japan Railway 4.75% 08/12/2031                                                                                   | GBP      | Transportation           | 4,500,000  |                | 6,933,443.65           | 1.97%                 |
| Japan Bank 5.25% 23/03/2016                                                                                           | USD      | Sovereign                | 18,800,000 |                | 21,082,002.75          | 6.00%                 |
| Japan Fin Corp 1.875% 24/09/2015                                                                                      | USD      | Sovereign                | 13,400,000 |                | 13,092,345.21          | 3.73%                 |
| Japan Fin Corp Muni 5% 16/05/2017                                                                                     | USD      | Sovereign                | 15,900,000 |                | 17,628,282.30          | 5.02%                 |
| Japan Fin Org Muni 4% 13/01/2021                                                                                      | USD      | Sovereign                | 17,300,000 |                | 17,184,186.22          | 4.89%                 |
| Mitsubishi Corp 2.75% 16/09/2015                                                                                      | USD      | Distribution/Wholesale   | 20,500,000 |                | 20,427,554.27          | 5.82%                 |
| Sumitomo Mitsui 3.15% 22/07/2015                                                                                      | USD      | Banks                    | 1,400,000  |                | 1,417,355.10           | 0.40%                 |
| Sumitomo Mitsui Bk 4% 09/11/2020                                                                                      | EUR      | Banks                    | 15,200,000 |                | 19,594,480.56          | 5.58%                 |
| Tokyo Electric Power 4.5% 24/03/2014                                                                                  | EUR      | Electric                 | 7,100,000  |                | 10,354,962.51          | 2.95%                 |
|                                                                                                                       |          |                          |            | 165,940,143.24 | 162,324,312.07         | 46.21%                |
| <b>Netherlands Antilles</b>                                                                                           |          |                          |            |                |                        |                       |
| Bank Tokyo Curacao FRN 20/01/2017                                                                                     | GBP      | Banks                    | 6,500,000  |                | 10,782,258.51          | 3.07%                 |
|                                                                                                                       |          |                          |            | 10,475,311.38  | 10,782,258.51          | 3.07%                 |
| <b>United Kingdom</b>                                                                                                 |          |                          |            |                |                        |                       |
| Jti UK Finance Plc 4.5% 02/04/2014                                                                                    | EUR      | Agriculture              | 14,000,000 |                | 20,488,603.77          | 5.83%                 |
| Jti UK Finance Plc 5.75% 06/02/2013                                                                                   | GBP      | Agriculture              | 1,400,000  |                | 2,429,959.16           | 0.69%                 |
|                                                                                                                       |          |                          |            | 22,286,203.68  | 22,918,562.93          | 6.52%                 |
| <b>United States of America</b>                                                                                       |          |                          |            |                |                        |                       |
| American Honda Fin 2.50% 21/09/2015                                                                                   | USD      | Diversified Finan. Serv. | 10,500,000 |                | 10,395,909.56          | 2.96%                 |
| American Honda Fin 2.50% 21/09/2015                                                                                   | USD      | Diversified Finan. Serv. | 3,200,000  |                | 3,163,200.00           | 0.90%                 |
| American Honda Fin 3.50% 16/03/2015                                                                                   | USD      | Diversified Finan. Serv. | 7,400,000  |                | 7,646,426.48           | 2.18%                 |
| American Honda Fin 3.50% 16/03/2015                                                                                   | USD      | Diversified Finan. Serv. | 3,300,000  |                | 3,410,041.80           | 0.97%                 |
| Nissan Motor Acc 4.5% 30/01/2015                                                                                      | USD      | Auto Manufacturers       | 18,900,000 |                | 19,709,919.34          | 5.61%                 |
| Nissan Motor Accept 4.5% 30/01/2015                                                                                   | USD      | Auto Manufacturers       | 1,200,000  |                | 1,247,727.00           | 0.36%                 |
| Toyota Motor Credit 3.2% 17/06/2015                                                                                   | USD      | Diversified Finan. Serv. | 17,500,000 |                | 18,054,022.65          | 5.14%                 |
| Toyota Motor Credit 4% 07/12/2017                                                                                     | GBP      | Diversified Finan. Serv. | 10,700,000 |                | 17,558,591.73          | 5.00%                 |
|                                                                                                                       |          |                          |            | 81,874,790.04  | 81,185,838.56          | 23.12%                |
| TOTAL BONDS                                                                                                           |          |                          |            | 345,959,753.99 | 345,719,731.16         | 98.43%                |
| TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES, AT FAIR VALUE                                                                        |          |                          |            | 345,959,753.99 | 345,719,731.16         | 98.43%                |

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

## ２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年６月末日現在）

|              |                  | 米ドル（IVを除く。）    | 円（IVを除く。）      |
|--------------|------------------|----------------|----------------|
| Ⅰ 資産総額       |                  | 304,791,840.73 | 24,605,845,302 |
| Ⅱ 負債総額       |                  | 11,753,750.55  | 948,880,282    |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） |                  | 293,038,090.18 | 23,656,965,020 |
| Ⅳ 発行済口数      | 米ドルヘッジクラス        | 518,054口       |                |
|              | ブラジル・レアルヘッジクラス   | 2,017,695口     |                |
|              | 中国元ヘッジクラス        | 9,802口         |                |
|              | インドネシア・ルピアヘッジクラス | 162,306口       |                |
| Ⅴ １口当たり純資産価格 | 米ドルヘッジクラス        | 99.88          | 8,063          |
|              | ブラジル・レアルヘッジクラス   | 110.74         | 8,940          |
|              | 中国元ヘッジクラス        | 101.95         | 8,230          |
|              | インドネシア・ルピアヘッジクラス | 103.81         | 8,381          |

## 第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り 287-289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

## 第三部【特別情報】

### 第１【管理会社の概況】

#### １【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額（平成23年６月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約30億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 平成18年４月末日 | 35,300,000.00米ドル |
| 平成19年４月末日 | 35,300,000.00米ドル |
| 平成20年４月末日 | 37,117,968.52米ドル |
| 平成21年４月末日 | 37,117,968.52米ドル |
| 平成22年４月末日 | 37,117,968.52米ドル |
| 平成23年６月末日 | 37,117,968.52米ドル |

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

## (3) 役員および従業員の状況

| 氏名   | 役職名                | 略歴                 |                                              |
|------|--------------------|--------------------|----------------------------------------------|
| 皆川 宏 | マネージング・ディレクター      | 昭和56年<br>平成22年 5 月 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社入行<br>ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行 |
| 服部 努 | デプティ・マネージング・ディレクター | 昭和61年<br>平成22年 2 月 | 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行<br>ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行 |

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日間の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(i) ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは(ii) かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成23年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

| 国別（設立国） | 種類別（基本的性格）         | 本数 | 純資産価格の合計（通貨別）       |
|---------|--------------------|----|---------------------|
| ケイマン諸島  | アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド | 23 | 8,691,824,284.41米ドル |



### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年６月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝80.73円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 【貸借対照表】

## ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表

2010年12月31日現在

(単位：米ドル)

## 資産

|                     | 注記             | 2010年         |            | 2009年         |            |
|---------------------|----------------|---------------|------------|---------------|------------|
|                     |                | (米ドル)         | (千円)       | (米ドル)         | (千円)       |
| 現金、中央銀行および郵便局における残高 | 30.1,30.3      | 20,457,879    | 1,651,565  | 25,821,411    | 2,084,563  |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金   | 3,15,30.1,30.3 | 1,092,111,302 | 88,166,145 | 1,022,388,967 | 82,537,461 |
| a) 要求払い             |                | 892,012,702   | 72,012,185 | 888,574,717   | 71,734,637 |
| b) その他のローンおよび貸付金    |                | 200,098,600   | 16,153,960 | 133,814,250   | 10,802,824 |
| 顧客に対するローンおよび貸付金     |                | 189,891       | 15,330     | 0             | 0          |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券  | 4,30.1,30.3    | 3,328         | 269        | 3,558         | 287        |
| 関連会社株式              | 4,5            | 873,028       | 70,480     | 860,343       | 69,455     |
| 無形資産                | 5              | 714,216       | 57,659     | 1,103,304     | 89,070     |
| 有形資産                | 5              | 1,131,990     | 91,386     | 1,965,053     | 158,639    |
| その他の資産              | 6              | 0             | 0          | 44,494        | 3,592      |
| 前払金および未収収益          | 7              | 25,629,521    | 2,069,071  | 29,960,374    | 2,418,701  |
| 資産合計                | 8              | 1,141,111,155 | 92,121,904 | 1,082,147,504 | 87,361,768 |

## ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）  
2010年12月31日現在  
（単位：米ドル）

|                            | 注記        | 2010年         |            | 2009年         |            |
|----------------------------|-----------|---------------|------------|---------------|------------|
|                            |           | (米ドル)         | (千円)       | (米ドル)         | (千円)       |
| 金融機関に対する未払金                | 15,30.1   | 701,182,390   | 56,606,454 | 661,186,846   | 53,377,614 |
| a) 要求払い                    |           | 701,182,390   | 56,606,454 | 661,186,846   | 53,377,614 |
| 顧客に対する未払金                  | 9,15,30.1 | 310,843,644   | 25,094,407 | 304,989,593   | 24,621,810 |
| a) 要求払い                    |           | 273,137,559   | 22,050,395 | 257,758,715   | 20,808,861 |
| b) 満期日または予告期間が<br>確定しているもの |           | 37,706,085    | 3,044,012  | 47,230,878    | 3,812,949  |
| その他の負債                     | 10        | 601,160       | 48,532     | 970,178       | 78,322     |
| 未払金および繰延利益                 | 11        | 6,927,177     | 559,231    | 3,250,870     | 262,443    |
| 引当金                        |           | 19,026,977    | 1,536,048  | 15,849,450    | 1,279,526  |
| a) 課税引当金                   | 12        | 18,207,435    | 1,469,886  | 15,352,854    | 1,239,436  |
| b) その他の引当金                 |           | 819,542       | 66,162     | 496,596       | 40,090     |
| 発行済み資本                     | 13        | 37,117,969    | 2,996,534  | 37,117,969    | 2,996,534  |
| 準備金                        | 14        | 48,009,475    | 3,875,805  | 47,636,440    | 3,845,690  |
| 繰越損益                       | 14        | 2,442         | 197        | 7,393         | 597        |
| 当期利益                       |           | 17,399,921    | 1,404,696  | 11,138,765    | 899,232    |
| 負債合計                       | 17        | 1,141,111,155 | 92,121,904 | 1,082,147,504 | 87,361,768 |

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## オフ・バランス・シート項目

2010年12月31日現在

（単位：米ドル）

|                         | 注記      | 2010年          |               | 2009年          |               |
|-------------------------|---------|----------------|---------------|----------------|---------------|
|                         |         | (米ドル)          | (千円)          | (米ドル)          | (千円)          |
| 偶発債務                    | 18,30.1 | 1,388,818      | 112,119       | 1,474,255      | 119,017       |
| <u>内訳：</u>              |         |                |               |                |               |
| 保証金および担保証券として<br>差入れた資産 |         | 1,388,818      | 112,119       | 1,474,255      | 119,017       |
| 信託運用                    | 21      | 68,157,409,394 | 5,502,347,660 | 63,725,221,820 | 5,144,537,158 |

## （２）【損益計算書】

## ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 損益計算書

2010年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

|                                                     | 注記    | 2010年        |             | 2009年        |             |
|-----------------------------------------------------|-------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                                                     |       | (米ドル)        | (千円)        | (米ドル)        | (千円)        |
| 未収利息および類似収益                                         |       | 8,577,067    | 692,427     | 8,181,456    | 660,489     |
| 未払利息および類似費用                                         |       | (2,054,782)  | (165,883)   | (2,430,358)  | (196,203)   |
| 有価証券からの収益                                           |       | 269,695      | 21,772      | 278,402      | 22,475      |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益                             |       | 72           | 6           | 131          | 11          |
| 関連会社株式からの収益                                         |       | 269,623      | 21,767      | 278,271      | 22,465      |
| 未収手数料                                               |       | 73,813,018   | 5,958,925   | 66,036,605   | 5,331,135   |
| 未払手数料                                               |       | (33,219,498) | (2,681,810) | (32,108,979) | (2,592,158) |
| 金融業務の純利益                                            |       | 2,069,174    | 167,044     | 1,079,368    | 87,137      |
| その他の事業収益                                            | 22    | 556,692      | 44,942      | 1,240,511    | 100,146     |
| ローンおよび貸付金に関する価値再調整<br>ならびに偶発債務およびコミットメント<br>に対する引当金 | 2.6   | 0            | 0           | 749,600      | 60,515      |
| 一般管理費用                                              |       | (25,999,917) | (2,098,973) | (26,707,103) | (2,156,064) |
| a) スタッフ費用                                           | 24,25 | (12,491,667) | (1,008,452) | (13,331,558) | (1,076,257) |
| 内訳：                                                 |       |              |             |              |             |
| － 賃金およびサラリー                                         |       | (10,328,886) | (833,851)   | (11,202,413) | (904,371)   |
| － 社会保障費                                             |       | (1,364,639)  | (110,167)   | (1,404,607)  | (113,394)   |
| 内訳：                                                 |       |              |             |              |             |
| － 年金に関する社会保障費                                       |       | (949,520)    | (76,655)    | (945,444)    | (76,326)    |
| b) その他の一般管理費用                                       | 16,26 | (13,508,250) | (1,090,521) | (13,375,545) | (1,079,808) |
| 有形および無形資産に関する価値調整                                   |       | (1,253,495)  | (101,195)   | (2,007,689)  | (162,081)   |
| その他の事業費用                                            | 23    | (425,234)    | (34,329)    | (1,245,170)  | (100,523)   |
| 経常収益にかかる税金                                          | 27.1  | (4,015,751)  | (324,192)   | (764,120)    | (61,687)    |
| 税引後経常収益                                             |       | 18,316,969   | 1,478,729   | 12,302,523   | 993,183     |
| 前勘定科目に表示されていないその他の税金                                | 27.2  | (917,048)    | (74,033)    | (1,163,758)  | (93,950)    |
| 当期利益                                                |       | 17,399,921   | 1,404,696   | 11,138,765   | 899,232     |

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 財務諸表に対する注記

2010年12月31日現在

## 注1 一般事項

## 1.1. 会社概況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「MTFG」という。）は、株式会社UFJホールディングス（以下「UFJ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUG」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MUGCの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

## 1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

## 1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

## 注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

### 2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

### 2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

### 2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

### 2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

### 2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

## 2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定した。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

2009年度中、当行は、ローンおよび貸付金に関する再分類として、損益計算書において749,600米ドルにのぼる引当金の戻入れを行った。2010年12月31日現在、一括引当金はなかった（2009年：なし）。

## 2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

## 2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

## 2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法または時価で計上される。

## 2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

## 注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下の通りである。

|       | 2010年<br>米ドル | 2009年<br>米ドル |
|-------|--------------|--------------|
| 3か月以下 | 174,098,600  | 103,814,250  |
| 3か月超  | 26,000,000   | 30,000,000   |
|       | 200,098,600  | 133,814,250  |

## 注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、873,028米ドルおよび3,328米ドル（2009年：860,343米ドルおよび3,558米ドル）の未上場有価証券で構成される。



関連会社株式の要約

2010年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

|                              | 取得原価<br>米ドル | 保有資本<br>% | 2010年12月31日<br>現在の資本および<br>準備金<br>米ドル | 2010年12月31日<br>終了年度の損益<br>米ドル |
|------------------------------|-------------|-----------|---------------------------------------|-------------------------------|
| MUG Cルクス・マネジメント・<br>エス・エイ    | 503,137     | 100%      | 1,294,315                             | 326,798                       |
| 三菱UFJグローバルカストディ・<br>ジャパン株式会社 | 369,891     | 100%      | 537,783                               | 154,904                       |

## 注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

|                        | 期首現在<br>価値総額<br>米ドル | 追加<br>米ドル | 売却<br>米ドル | 為替差額<br>米ドル | 期末現在<br>価値総額<br>米ドル | 価値調整<br>累計<br>米ドル | 期末現在<br>価値純額<br>米ドル |
|------------------------|---------------------|-----------|-----------|-------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 1. 関連会社株式              | 860,343             | 0         | 0         | 12,685      | 873,028             | 0                 | 873,028             |
| 2. 有形資産                | 13,877,076          | 162,434   | (294,408) | (901,442)   | 12,843,660          | 11,711,670        | 1,131,990           |
| a) ハードウェア              | 2,534,761           | 102,448   | (254,941) | (164,656)   | 2,217,612           | 1,997,688         | 219,924             |
| b) ソフトウェア              | 6,316,939           | 58,070    | 0         | (410,343)   | 5,964,666           | 5,333,451         | 631,215             |
| c) その他付属品、<br>家具、機器、車両 | 5,025,376           | 1,916     | (39,467)  | (326,443)   | 4,661,382           | 4,380,531         | 280,851             |
| 3. 無形資産                | 1,945,439           | 0         | 0         | 0           | 1,945,439           | 1,231,223         | 714,216             |
| 有価約因に基づい<br>て取得したのれん   | 1,945,439           | 0         | 0         | 0           | 1,945,439           | 1,231,223         | 714,216             |

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

## 注6 その他の資産

当行のその他の資産は以下の通りである。

|       | 2010年<br>米ドル | 2009年<br>米ドル |
|-------|--------------|--------------|
| 保証人預金 | 0            | 44,494       |

## 注7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下の通りである。

|                                | 2010年<br>米ドル      | 2009年<br>米ドル      |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|
| 前払法人税                          | 1,790,544         | 1,914,936         |
| 未収利息                           | 354,631           | 147,219           |
| 前払一般経費                         | 6,059,599         | 8,348,591         |
| 信託業務手数料                        | 3,432,212         | 2,432,788         |
| 全体保管手数料                        | 7,415,730         | 7,362,076         |
| 投資ファンド手数料                      | 3,480,559         | 2,473,011         |
| その他の前払金（未収付加価値税（VAT）および富裕税を含む） | 2,509,518         | 6,180,393         |
| 実現スワップ自己損益の中立化                 | 0                 | 448,852           |
| 管理会社手数料                        | 517,246           | 635,226           |
| その他の未収収益                       | 69,482            | 17,282            |
|                                | <u>25,629,521</u> | <u>29,960,374</u> |

## 注8 外貨建て資産

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、861,220,282米ドル（2009年：604,413,417米ドル）である。

## 注9 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下の通りである。

|       | 2010年<br>米ドル      | 2009年<br>米ドル      |
|-------|-------------------|-------------------|
| 3か月以下 | <u>37,706,085</u> | <u>47,230,878</u> |

## 注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下の通りである。

|       | 2010年<br>米ドル   | 2009年<br>米ドル   |
|-------|----------------|----------------|
| 優先債権者 | 287,729        | 496,318        |
| 諸債権者  | 313,431        | 473,860        |
|       | <u>601,160</u> | <u>970,178</u> |

## 注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下の通りである。

|                | 2010年<br>米ドル     | 2009年<br>米ドル     |
|----------------|------------------|------------------|
| 未払利息           | 309,021          | 164,481          |
| 未払一般経費（その他）    | 198,285          | 318,446          |
| 未払手数料          | 5,839,691        | 2,767,678        |
| 実現スワップ自己損益の中立化 | 524,442          | 0                |
| その他の未払費用       | 53,418           | 0                |
| その他の仮受金        | 2,320            | 265              |
|                | <u>6,927,177</u> | <u>3,250,870</u> |

## 注12 税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2010年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったため、負の中和ポジションは減少（2009年：増加）し、当行は1,942,382米ドルに相当する繰延税の戻入れを行った。2009年に、当行は741,751米ドルに相当する繰延税の引当金を設定した。繰延税の戻入れは、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され2,263,364米ドル（2009年12月31日：3,756,175米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

## 注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

## 注14 準備金および繰越損益の変動

|                    | 法定準備金<br>米ドル     | その他の準備金<br>米ドル    | 繰越損益<br>米ドル  |
|--------------------|------------------|-------------------|--------------|
| 2010年1月1日現在の残高     | 3,711,797        | 43,924,643        | 7,393        |
| 2009年12月31日終了年度の利益 |                  |                   | 11,138,765   |
| 利益の増加              |                  |                   |              |
| －株主への配当金支払         |                  |                   | (10,770,681) |
| －準備金への振替           | 0                | 373,035           | (373,035)    |
| 2010年12月31日現在の残高   | <u>3,711,797</u> | <u>44,297,678</u> | <u>2,442</u> |

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控

除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額11,297,678米ドル（2009年：10,924,643米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

|                  | 2010年<br>富裕税準備金<br>米ドル | 2010年<br>富裕税準備金<br>ユーロ |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 2005年            | 1,241,000              | 1,063,650              |
| 2006年            | 2,498,676              | 2,601,000              |
| 2007年            | 3,223,324              | 2,744,825              |
| 2008年            | 3,961,643              | 2,814,525              |
| 2009年            | 373,035                | 260,000                |
| 2010年12月31日現在の残高 | 11,297,678             | 9,484,000              |

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2010年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

#### 注15 関連会社残高

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

##### 資産

|                    | 2010年<br>米ドル | 2009年<br>米ドル |
|--------------------|--------------|--------------|
| 金融機関に対するローンおよび貸付金  | 985,801,720  | 948,392,404  |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券 | 1            | 1            |
| 関連会社株式             | 873,028      | 860,343      |
| 前払金および未収収益         | 6,853,634    | 7,000,340    |
|                    | 993,528,383  | 956,253,088  |

##### 負債

|             | 2010年<br>米ドル | 2009年<br>米ドル |
|-------------|--------------|--------------|
| 金融機関に対する未払金 | 699,269,235  | 660,216,439  |
| 顧客に対する未払金   | 32,031,297   | 10,520,246   |
|             | 731,300,532  | 670,736,685  |

当行は、2010年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義される通り、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、通達06/273（改訂済）のパートXVI、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2010年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,004,635,664米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

|                   | 2010年<br>米ドル  |
|-------------------|---------------|
| 金融機関に対するローンおよび貸付金 | 985,801,718   |
| 外国為替取引（想定支払金額の2%） | 18,833,946    |
|                   | 1,004,635,664 |

## 注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（V A T）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下の通りである。

|           | 2010年<br>米ドル   | 2009年<br>米ドル   |
|-----------|----------------|----------------|
| 財務書類の監査   | 195,063        | 203,734        |
| 税金アドバイス報酬 | 32,473         | 43,542         |
| その他の報酬    | 54,099         | 13,552         |
|           | <u>281,635</u> | <u>260,828</u> |

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

## 注17 外貨建て負債

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、864,643,846米ドル（2009年：540,518,170米ドル）である。

## 注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下の通りである。

|    | 2010年<br>米ドル     | 2009年<br>米ドル     |
|----|------------------|------------------|
| 念書 | <u>1,388,818</u> | <u>1,474,255</u> |

期末現在、関連会社残高はなかった。

## 注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下の通りである。

|                         | 2010年<br>米ドル   | 2009年<br>米ドル   |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント | <u>520,170</u> | <u>545,943</u> |

期末現在、関連会社残高はなかった。

## 注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2010年12月31日および2009年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下の通りである。

通貨為替レートに連動する運用

－ 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

## 注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- － 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- － 信託代理
- － 代理店機能
- － ポートフォリオ運用および顧問

## 注22 その他の事業収益

|                     | 2010年<br>米ドル   | 2009年<br>米ドル     |
|---------------------|----------------|------------------|
| 前年度に関する富裕税過払いの調整    | 0              | 794,287          |
| 過年度の付加価値税（V A T）還付金 | 898            | 59,144           |
| 過年度の一般経費調整からの利益     | 326,651        | 182,980          |
| 過年度の利子の調整           | 33,832         | 89,665           |
| 過年度の手数料の調整          | 177,774        | 88,810           |
| その他                 | 17,537         | 25,625           |
|                     | <u>556,692</u> | <u>1,240,511</u> |

## 注23 その他の事業費用

|                 | 2010年<br>米ドル   | 2009年<br>米ドル     |
|-----------------|----------------|------------------|
| 固定資産売却損         | 3,307          | 0                |
| 過年度の一般経費調整からの費用 | 28,198         | 42,047           |
| 過年度の利子          | 0              | 9,993            |
| 過年度の手数料         | 43,515         | 1,180,988        |
| 訴訟引当金(1)        | 350,000        | 0                |
| その他             | 214            | 12,142           |
|                 | <u>425,234</u> | <u>1,245,170</u> |

(1) 訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものであり、両当事者はすでに和解している。当該金額は、2011年1月に当事者に支払われた。

## 注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下の通りである。

|       | 2010年<br>人数 | 2009年<br>人数 |
|-------|-------------|-------------|
| 上級管理職 | 13          | 14          |
| 中間管理職 | 24          | 24          |
| 従業員   | 74          | 77          |
|       | <u>111</u>  | <u>115</u>  |

## 注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下の通り手当を与えた。

|       | 2010年<br>米ドル     | 2009年<br>米ドル     |
|-------|------------------|------------------|
| 上級管理職 | <u>3,087,116</u> | <u>3,071,009</u> |

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2010年12月31日および2009年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

## 注26 その他の一般管理費用

|            | 2010年<br>米ドル      | 2009年<br>米ドル      |
|------------|-------------------|-------------------|
| 賃貸および関連費用  | 1,171,181         | 1,209,724         |
| 通信費用       | 361,965           | 396,905           |
| 専門家報酬      | 540,526           | 618,124           |
| データ費用      | 557,425           | 526,077           |
| 維持費        | 694,431           | 742,804           |
| 旅費、交通費、出張費 | 154,674           | 162,555           |
| 業務費用       | 3,118,331         | 2,874,518         |
| システム費用     | 5,668,850         | 5,655,691         |
| その他の費用     | 1,240,867         | 1,189,147         |
|            | <u>13,508,250</u> | <u>13,375,545</u> |

## 注27.1 経常収益にかかる税金

|         | 2010年<br>米ドル     | 2009年<br>米ドル   |
|---------|------------------|----------------|
| 法人税     | 4,548,061        | 10,963         |
| 繰延法人税   | (1,479,895)      | 566,626        |
| 地方事業税   | 1,410,071        | 11,407         |
| 繰延地方事業税 | (462,486)        | 175,124        |
|         | <u>4,015,751</u> | <u>764,120</u> |

## 注27.2 前勘定科目に表示されていないその他の税金

|            | 2010年<br>米ドル   | 2009年<br>米ドル     |
|------------|----------------|------------------|
| 富裕税（注14）   | 624,197        | 740,374          |
| 付加価値税（VAT） | 244,090        | 381,968          |
| その他の税金     | 48,761         | 41,416           |
|            | <u>917,048</u> | <u>1,163,758</u> |

## 注28 親会社

2010年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。  
持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

## 注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。



## 注30 金融商品の開示

## 30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

| 米ドルによる簿価                    | 3か月以下<br>米ドル  | 3か月超<br>1年以下<br>米ドル | 1年超<br>5年以下<br>米ドル | 5年超<br>米ドル | 合計<br>米ドル     |
|-----------------------------|---------------|---------------------|--------------------|------------|---------------|
| <b>金融資産</b>                 |               |                     |                    |            |               |
| <b>商品クラス</b>                |               |                     |                    |            |               |
| 手元現金                        | 558           | 0                   | 0                  | 0          | 558           |
| B c L残高                     | 20,457,321    | 0                   | 0                  | 0          | 20,457,321    |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金           | 1,066,111,302 | 26,000,000          | 0                  | 0          | 1,092,111,302 |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券          | 0             | 0                   | 0                  | 3,328      | 3,328         |
| 合計                          | 1,086,569,181 | 26,000,000          | 0                  | 3,328      | 1,112,572,509 |
| <b>金融負債</b>                 |               |                     |                    |            |               |
| <b>商品クラス</b>                |               |                     |                    |            |               |
| 金融機関に対する未払金                 | 701,182,390   | 0                   | 0                  | 0          | 701,182,390   |
| 顧客に対する未払金                   | 310,843,644   | 0                   | 0                  | 0          | 310,843,644   |
| 偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目 | 1,388,818     | 0                   | 0                  | 0          | 1,388,818     |
| 担保証券として差し入れられた保証金および資産      |               |                     |                    |            |               |
| 合計                          | 1,013,414,852 | 0                   | 0                  | 0          | 1,013,414,852 |

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

| 米ドルによる簿価                    | 3か月以下<br>米ドル  | 3か月超<br>1年以下<br>米ドル | 1年超<br>5年以下<br>米ドル | 5年超<br>米ドル | 合計<br>米ドル     |
|-----------------------------|---------------|---------------------|--------------------|------------|---------------|
| <b>金融資産</b>                 |               |                     |                    |            |               |
| <b>商品クラス</b>                |               |                     |                    |            |               |
| 手元現金                        | 666           | 0                   | 0                  | 0          | 666           |
| B C L残高                     | 25,820,745    | 0                   | 0                  | 0          | 25,820,745    |
| 金融機関に対するローンおよび貸付金           | 992,388,967   | 30,000,000          | 0                  | 0          | 1,022,388,967 |
| 株式およびその他の変動利回り有価証券          | 0             | 0                   | 0                  | 3,558      | 3,558         |
| 合計                          | 1,018,210,378 | 30,000,000          | 0                  | 3,558      | 1,048,213,936 |
| <b>金融負債</b>                 |               |                     |                    |            |               |
| <b>商品クラス</b>                |               |                     |                    |            |               |
| 金融機関に対する未払金                 | 661,186,846   | 0                   | 0                  | 0          | 661,186,846   |
| 顧客に対する未払金                   | 304,989,593   | 0                   | 0                  | 0          | 304,989,593   |
| 偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目 | 1,474,255     | 0                   | 0                  | 0          | 1,474,255     |
| 担保証券として差し入れられた保証金および資産      |               |                     |                    |            |               |
| 合計                          | 967,650,694   | 0                   | 0                  | 0          | 967,650,694   |

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品

（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

| 米ドルによる未払いの<br>想定元本 | 3か月以下<br>米ドル       | 3か月超<br>1年以下<br>米ドル | 1年超<br>5年以下<br>米ドル | 5年超<br>米ドル | 合計<br>米ドル          | 公正価値<br>米ドル      |
|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|------------|--------------------|------------------|
| <b>金融資産</b>        |                    |                     |                    |            |                    |                  |
| <b>商品クラス</b>       |                    |                     |                    |            |                    |                  |
| <b>外国為替取引</b>      |                    |                     |                    |            |                    |                  |
| 先渡                 | 61,232,663         | 0                   | 0                  | 0          | 61,232,663         | 1,033,227        |
| スワップ               | 490,823,932        | 0                   | 0                  | 0          | 490,823,932        | 6,401,698        |
| <b>合計</b>          | <b>552,056,595</b> | <b>0</b>            | <b>0</b>           | <b>0</b>   | <b>552,056,595</b> | <b>7,434,925</b> |
| <b>金融負債</b>        |                    |                     |                    |            |                    |                  |
| <b>商品クラス</b>       |                    |                     |                    |            |                    |                  |
| <b>外国為替取引</b>      |                    |                     |                    |            |                    |                  |
| 先渡                 | 309,162,814        | 0                   | 0                  | 0          | 309,162,814        | 5,122,431        |
| スワップ               | 512,266,543        | 0                   | 0                  | 0          | 512,266,543        | 2,802,008        |
| <b>合計</b>          | <b>821,429,357</b> | <b>0</b>            | <b>0</b>           | <b>0</b>   | <b>821,429,357</b> | <b>7,924,439</b> |

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品  
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

| 米ドルによる未払いの<br>想定元本 | 3か月以下<br>米ドル | 3か月超<br>1年以下<br>米ドル | 1年超<br>5年以下<br>米ドル | 5年超<br>米ドル | 合計<br>米ドル   | 公正価値<br>米ドル |
|--------------------|--------------|---------------------|--------------------|------------|-------------|-------------|
| <b>金融資産</b>        |              |                     |                    |            |             |             |
| <b>商品クラス</b>       |              |                     |                    |            |             |             |
| <b>外国為替取引</b>      |              |                     |                    |            |             |             |
| 先渡                 | 273,151,740  | 0                   | 0                  | 0          | 273,151,740 | 4,566,868   |
| スワップ               | 200,885,191  | 0                   | 0                  | 0          | 200,885,191 | 997,354     |
| 合計                 | 474,036,931  | 0                   | 0                  | 0          | 474,036,931 | 5,564,222   |
| <b>金融負債</b>        |              |                     |                    |            |             |             |
| <b>商品クラス</b>       |              |                     |                    |            |             |             |
| <b>外国為替取引</b>      |              |                     |                    |            |             |             |
| 先渡                 | 209,978,475  | 0                   | 0                  | 0          | 209,978,475 | 3,235,902   |
| スワップ               | 130,702,702  | 0                   | 0                  | 0          | 130,702,702 | 1,860,944   |
| 合計                 | 340,681,177  | 0                   | 0                  | 0          | 340,681,177 | 5,096,846   |

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2010年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

|                           | 2010年<br>簿価<br>米ドル   | 2009年<br>簿価<br>米ドル   |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| <b>金融資産</b>               |                      |                      |
| <b>商品クラス別かつ地域別</b>        |                      |                      |
| <b>現金、ＢＣＬ残高</b>           | 20,457,879           | 25,821,411           |
| EU加盟国                     | 20,457,879           | 25,821,411           |
| <b>金融機関に対するローンおよび貸付金</b>  | 1,092,111,302        | 1,022,388,967        |
| EU加盟国                     | 9,713,122            | 40,642,807           |
| 北および中央アメリカ                | 244,630,008          | 81,060,912           |
| アジア                       | 837,703,130          | 900,683,749          |
| ヨーロッパ（非EU加盟国）             | 2,390                | 415                  |
| 南アフリカ                     | 0                    | 0                    |
| オーストラリアおよびニュージーランド        | 62,652               | 1,084                |
| <b>顧客に対するローンおよび貸付金</b>    | 189,891              | 0                    |
| EU加盟国                     | 189,891              | 0                    |
| <b>株式およびその他の変動利回り有価証券</b> | 3,328                | 3,558                |
| EU加盟国                     | 3,328                | 3,558                |
| <b>合計</b>                 | <b>1,112,762,400</b> | <b>1,048,213,936</b> |

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

|                    | 2010年<br>未収想定元本<br>米ドル | 2009年<br>未収想定元本<br>米ドル |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| <b>金融資産</b>        |                        |                        |
| <b>商品クラス別かつ地域別</b> |                        |                        |
| <b>外国為替取引</b>      |                        |                        |
| <b>先渡</b>          |                        |                        |
| E U加盟国             | 110,849,480            | 416,716,520            |
| アジア                | 242,638,000            | 67,760,770             |
| アメリカ               | 12,843,398             | 0                      |
| <b>スワップ</b>        |                        |                        |
| アジア                | 246,700,743            | 66,415,641             |
| E U加盟国             | 759,964,811            | 264,292,548            |
| <b>合計</b>          | <u>1,372,996,432</u>   | <u>815,185,479</u>     |

**MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.**

**BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS**

**December 31, 2010**

**(expressed in USD)**

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

## A S S E T S

|                                                         | Notes             | 2010                 | 2009                 |
|---------------------------------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| Cash, balances with central banks and post office banks | 30.1, 30.3        | 20.457.879           | 25.821.411           |
| Loans and advances to credit institutions               | 3, 15, 30.1, 30.3 | 1.092.111.302        | 1.022.388.967        |
| a) repayable on demand                                  |                   | 892.012.702          | 888.574.717          |
| b) other loans and advances                             |                   | 200.098.600          | 133.814.250          |
| Loans and advances to customers                         |                   | 189.891              | 0                    |
| Shares and other variable-yield securities              | 4, 30.1, 30.3     | 3.328                | 3.558                |
| Shares in affiliated undertakings                       | 4, 5              | 873.028              | 860.343              |
| Intangible assets                                       | 5                 | 714.216              | 1.103.304            |
| Tangible assets                                         | 5                 | 1.131.990            | 1.965.053            |
| Other assets                                            | 6                 | 0                    | 44.494               |
| Prepayments and accrued income                          | 7                 | 25.629.521           | 29.960.374           |
| <b>TOTAL ASSETS</b>                                     | <b>8</b>          | <b>1.141.111.155</b> | <b>1.082.147.504</b> |

See notes to the accounts.



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

- continued -

## L I A B I L I T I E S

|                                                    | Notes       | 2010                 | 2009                 |
|----------------------------------------------------|-------------|----------------------|----------------------|
| Amounts owed to credit institutions                | 15, 30.1    | 701.182.390          | 661.186.846          |
| a) repayable on demand                             |             | 701.182.390          | 661.186.846          |
| Amounts owed to customers                          | 9, 15, 30.1 | 310.843.644          | 304.989.593          |
| a) repayable on demand                             |             | 273.137.559          | 257.758.715          |
| b) with agreed maturity dates or periods of notice |             | 37.706.085           | 47.230.878           |
| Other liabilities                                  | 10          | 601.160              | 970.178              |
| Accruals and deferred income                       | 11          | 6.927.177            | 3.250.870            |
| Provisions                                         |             | 19.026.977           | 15.849.450           |
| a) provisions for taxation                         | 12          | 18.207.435           | 15.352.854           |
| b) other provisions                                |             | 819.542              | 496.596              |
| Subscribed capital                                 | 13          | 37.117.969           | 37.117.969           |
| Reserves                                           | 14          | 48.009.475           | 47.636.440           |
| Result brought forward                             | 14          | 2.442                | 7.393                |
| Profit for the financial year                      |             | 17.399.921           | 11.138.765           |
| TOTAL LIABILITIES                                  | 17          | <u>1.141.111.155</u> | <u>1.082.147.504</u> |

See notes to the accounts.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010

(in USD)

|                                                      | Notes           | 2010                  | 2009                  |
|------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| <b>Contingent liabilities</b>                        | <b>18, 30.1</b> | <b>1.388.818</b>      | <b>1.474.255</b>      |
| <b><u>of which:</u></b>                              |                 |                       |                       |
| guarantees and assets pledged as collateral security |                 | 1.388.818             | 1.474.255             |
| <b>Fiduciary operations</b>                          | <b>21</b>       | <b>68.157.409.394</b> | <b>63.725.221.820</b> |

See notes to the accounts.

**MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.**

**PROFIT AND LOSS ACCOUNT**

**Year ended December 31, 2010**  
**(expressed in USD)**

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010

(in USD)

|                                                                                                                     | Notes  | 2010              | 2009              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|-------------------|
| Interest receivable and similar income                                                                              |        | 8.577.067         | 8.181.456         |
| Interest payable and similar charges                                                                                |        | (2.054.782)       | (2.430.358)       |
| Income from securities                                                                                              |        | 269.695           | 278.402           |
| Income from shares and other variable yield securities                                                              |        | 72                | 131               |
| Income from shares in affiliated undertakings                                                                       |        | 269.623           | 278.271           |
| Commission receivable                                                                                               |        | 73.813.018        | 66.036.605        |
| Commission payable                                                                                                  |        | (33.219.498)      | (32.108.979)      |
| Net profit on financial operations                                                                                  |        | 2.069.174         | 1.079.368         |
| Other operating income                                                                                              | 22     | 556.692           | 1.240.511         |
| Value re-adjustments in respect of loans and advances and provisions for contingent liabilities and for commitments | 2.6.   | 0                 | 749.600           |
| General administrative expenses                                                                                     |        | (25.999.917)      | (26.707.103)      |
| a) staff costs                                                                                                      | 24, 25 | (12.491.667)      | (13.331.558)      |
| <u>of which:</u>                                                                                                    |        |                   |                   |
| - wages and salaries                                                                                                |        | (10.328.886)      | (11.202.413)      |
| - social security costs                                                                                             |        | (1.364.639)       | (1.404.607)       |
| <u>of which:</u>                                                                                                    |        |                   |                   |
| - social security costs relating to pensions                                                                        |        | (949.520)         | (945.444)         |
| b) other administrative expenses                                                                                    | 16, 26 | (13.508.250)      | (13.375.545)      |
| Value adjustments in respect of tangible and intangible assets                                                      |        | (1.253.495)       | (2.007.689)       |
| Other operating charges                                                                                             | 23     | (425.234)         | (1.245.170)       |
| Tax on profit on ordinary activities                                                                                | 27.1   | (4.015.751)       | (764.120)         |
| Profit on ordinary activities after tax                                                                             |        | 18.316.969        | 12.302.523        |
| Other taxes not shown under the preceding items                                                                     | 27.2   | (917.048)         | (1.163.758)       |
| Profit for the financial year                                                                                       |        | <u>17.399.921</u> | <u>11.138.765</u> |

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

**NOTES TO THE ACCOUNTS**

December 31, 2010

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S. A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

**2.2. Foreign currencies**

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

**2.3. Financial instruments derivatives**

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption “Provisions: other provisions”.

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.



MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank has established a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

During the year 2009, the Bank has written back the provision of USD 749,600 under the Profit and Loss Account in Value re-adjustment in respect of loans and advances. As at December 31, 2010, the lump-sum provision amounts to USD 0 (2009 USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;  
 Software: 4 years and 5 years;  
 Other intangible assets: 5 years;  
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

|                            | 2010               | 2009               |
|----------------------------|--------------------|--------------------|
|                            | USD                | USD                |
| Not more than three months | 174.098.600        | 103.814.250        |
| More than three months     | 26.000.000         | 30.000.000         |
|                            | <u>200.098.600</u> | <u>133.814.250</u> |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 873.028 and USD 3.328 (2009: USD 860.343 and USD 3.558).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2010, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

|                                             | Cost    | Capital held | Capital and reserves at 31/12/2010 | Result for the year ended 31/12/2010 |
|---------------------------------------------|---------|--------------|------------------------------------|--------------------------------------|
|                                             | USD     | %            | USD                                | USD                                  |
| MUGC LUX MANAGEMENT S.A.                    | 503.137 | 100 %        | 1.294.315                          | 326.798                              |
| MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited | 369.891 | 100 %        | 537.783                            | 154.904                              |

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

## FIXED ASSETS:

|                                                                        | Gross<br>value at<br>the<br>beginning<br>of the<br>financial<br>year | Additions | Disposals | Exchange<br>difference | Gross<br>value at<br>the end of<br>the<br>financial<br>year | Cumulative<br>value<br>adjustments | Net value<br>at<br>the end of<br>the<br>financial<br>year |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
|                                                                        | USD                                                                  | USD       | USD       | USD                    | USD                                                         | USD                                | USD                                                       |
| 1. Shares in affiliated undertakings                                   | 860.343                                                              | 0         | 0         | 12.685                 | 873.028                                                     | 0                                  | 873.028                                                   |
| 2. Tangible assets                                                     | 13.877.076                                                           | 162.434   | (294.408) | (901.442)              | 12.843.660                                                  | 11.711.670                         | 1.131.990                                                 |
| a) Hardware                                                            | 2.534.761                                                            | 102.448   | (254.941) | (164.656)              | 2.217.612                                                   | 1.997.688                          | 219.924                                                   |
| b) Software                                                            | 6.316.939                                                            | 58.070    | 0         | (410.343)              | 5.964.666                                                   | 5.333.451                          | 631.215                                                   |
| c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles | 5.025.376                                                            | 1.916     | (39.467)  | (326.443)              | 4.661.382                                                   | 4.380.531                          | 280.851                                                   |
| 3. Intangible assets                                                   | 1.945.439                                                            | 0         | 0         | 0                      | 1.945.439                                                   | 1.231.223                          | 714.216                                                   |
| Goodwill acquired for valuable consideration                           | 1.945.439                                                            | 0         | 0         | 0                      | 1.945.439                                                   | 1.231.223                          | 714.216                                                   |

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

The Bank's other assets may be analysed as follows:

|                   | 2010 | 2009   |
|-------------------|------|--------|
|                   | USD  | USD    |
| Guarantee deposit | 0    | 44.494 |

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

|                                                              | 2010              | 2009              |
|--------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
|                                                              | USD               | USD               |
| Prepaid income taxes                                         | 1.790.544         | 1.914.936         |
| Accrued interest income                                      | 354.631           | 147.219           |
| Prepaid general expenses                                     | 6.059.599         | 8.348.591         |
| Commission on fiduciary operations                           | 3.432.212         | 2.432.788         |
| Commission on global custody                                 | 7.415.730         | 7.362.076         |
| Commission on investment funds                               | 3.480.559         | 2.473.011         |
| Other prepayments (including VAT & Net worth tax receivable) | 2.509.518         | 6.180.393         |
| Neutralization of realized swap own result                   | 0                 | 448.852           |
| Commission from Management Companies                         | 517.246           | 635.226           |
| Other accrued income                                         | 69.482            | 17.282            |
|                                                              | <u>25.629.521</u> | <u>29.960.374</u> |

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2010 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 861.220.282 (2009: USD 604.413.417).

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

|                            | 2010       | 2009       |
|----------------------------|------------|------------|
|                            | USD        | USD        |
| Not more than three months | 37.706.085 | 47.230.878 |

## NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

|                        | 2010    | 2009    |
|------------------------|---------|---------|
|                        | USD     | USD     |
| Preferential creditors | 287.729 | 496.318 |
| Sundry creditors       | 313.431 | 473.860 |
|                        | 601.160 | 970.178 |

## NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

|                                            | 2010      | 2009      |
|--------------------------------------------|-----------|-----------|
|                                            | USD       | USD       |
| Accrued interest expenses                  | 309.021   | 164.481   |
| Accrued general expenses (Others)          | 198.285   | 318.446   |
| Accrued commission                         | 5.839.691 | 2.767.678 |
| Neutralization of realized swap own result | 524.442   | 0         |
| Other accrued expenses                     | 53.418    | 0         |
| Other suspense receipt                     | 2.320     | 265       |
|                                            | 6.927.177 | 3.250.870 |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 12 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2010, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased (2009: increased) and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 1.942.382. In 2009, the Bank has made a provision for deferred taxes for an amount equivalent of USD 741.751. Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 2.263.364 (December 31, 2009: USD 3.756.175 ) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37,117,969.

## NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

|                                             | Legal<br>reserve | Other<br>reserves | Result<br>brought<br>forward |
|---------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------------------|
|                                             | USD              | USD               | USD                          |
| Balance at January 1, 2010                  | 3,711,797        | 43,924,643        | 7,393                        |
| Profit for the year ended December 31, 2009 |                  |                   | 11,138,765                   |
| Appropriation of profit                     |                  |                   |                              |
| - Dividends paid to shareholders            |                  |                   | (10,770,681)                 |
| - Transfer to reserves                      | 0                | 373,035           | (373,035)                    |
| Balance at December 31, 2010                | <u>3,711,797</u> | <u>44,297,678</u> | <u>2,442</u>                 |

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 11,297,678 (2009: USD 10,924,643).



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

| Years                        | 2010<br>Reserve for<br>Net Worth Tax | 2010<br>Reserve for<br>Net Worth Tax |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|                              | USD                                  | EUR                                  |
| 2005                         | 1.241.000                            | 1.063.650                            |
| 2006                         | 2.498.676                            | 2.601.000                            |
| 2007                         | 3.223.324                            | 2.744.825                            |
| 2008                         | 3.961.643                            | 2.814.525                            |
| 2009                         | 373.035                              | 260.000                              |
| Balance at December 31, 2010 | <u>11.297.678</u>                    | <u>9.484.000</u>                     |

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2010.

## NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the following balances with related parties are outstanding:

## ASSETS

|                                            | 2010<br>USD        | 2009<br>USD        |
|--------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| Loans and advances to credit institutions  | 985.801.720        | 948.392.404        |
| Shares and other variable-yield securities | 1                  | 1                  |
| Shares in affiliated undertakings          | 873.028            | 860.343            |
| Prepayments and accrued income             | 6.853.634          | 7.000.340          |
|                                            | <u>993.528.383</u> | <u>956.253.088</u> |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## LIABILITIES

|                                     | 2010               | 2009               |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------|
|                                     | USD                | USD                |
| Amounts owed to credit institutions | 699.269.235        | 660.216.439        |
| Amounts owed to customers           | 32.031.297         | 10.520.246         |
|                                     | <u>731.300.532</u> | <u>670.736.685</u> |

The Bank has not entered into any material transaction with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2010 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2010, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.004.635.664 breakdown as follows:

|                                                               | 2010                 |
|---------------------------------------------------------------|----------------------|
|                                                               | USD                  |
| Loans and advances to credit institutions                     | 985.801.718          |
| Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount) | 18.833.946           |
|                                                               | <u>1.004.635.664</u> |

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

|                              | 2010           | 2009           |
|------------------------------|----------------|----------------|
|                              | USD            | USD            |
| Audit of the Annual Accounts | 195.063        | 203.734        |
| Tax advisory fees            | 32.473         | 43.542         |
| Other fees                   | 54.099         | 13.552         |
|                              | <u>281.635</u> | <u>260.828</u> |

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2010, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 864.643.846 (2009: 540.518.170).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

|                    | 2010             | 2009             |
|--------------------|------------------|------------------|
|                    | USD              | USD              |
| Counter-guarantees | <u>1.388.818</u> | <u>1.474.255</u> |

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

|                                                                         | 2010<br>USD | 2009<br>USD |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings | 520.170     | 545.943     |

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2010 and 2009:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

|                                                                         | 2010           | 2009             |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|
|                                                                         | USD            | USD              |
| Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years    | 0              | 794.287          |
| VAT refund for prior years                                              | 898            | 59.144           |
| Income from the adjustment of general expenses regarding previous years | 326.651        | 182.980          |
| Adjustment for interest previous years                                  | 33.832         | 89.665           |
| Adjustment for commission previous years                                | 177.774        | 88.810           |
| Other                                                                   | 17.537         | 25.625           |
|                                                                         | <u>556.692</u> | <u>1.240.511</u> |

## NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

|                                                                          | 2010           | 2009             |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|
|                                                                          | USD            | USD              |
| Loss on the sale of fixed assets                                         | 3.307          | 0                |
| Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years | 28.198         | 42.047           |
| Interest previous years                                                  | 0              | 9.993            |
| Commission previous years                                                | 43.515         | 1.180.988        |
| Provision for Litigation (1)                                             | 350.000        | 0                |
| Others                                                                   | 214            | 12.142           |
|                                                                          | <u>425.234</u> | <u>1.245.170</u> |

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank and for which an agreement has been reached between the two parties. The amount has been paid to the party in January 2011.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

|                   | 2010<br>Number | 2009<br>Number |
|-------------------|----------------|----------------|
| Senior management | 13             | 14             |
| Middle management | 24             | 24             |
| Employees         | 74             | 77             |
|                   | <u>111</u>     | <u>115</u>     |

## NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

|                   | 2010<br>USD      | 2009<br>USD      |
|-------------------|------------------|------------------|
| Senior management | <u>3.087.116</u> | <u>3.071.009</u> |

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2010 and 2009, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

|                                    | 2010<br>USD       | 2009<br>USD       |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|
| Rent and related expenses          | 1.171.181         | 1.209.724         |
| Telecommunication expenses         | 361.965           | 396.905           |
| Professional fees                  | 540.526           | 618.124           |
| Data charges                       | 557.425           | 526.077           |
| Maintenance                        | 694.431           | 742.804           |
| Travelling, moving, business trips | 154.674           | 162.555           |
| Service fee                        | 3.118.331         | 2.874.518         |
| System cost                        | 5.668.850         | 5.655.691         |
| Other expenses                     | 1.240.867         | 1.189.147         |
|                                    | <u>13.508.250</u> | <u>13.375.545</u> |

## NOTE 27.1 - TAX ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

|                                 | 2010<br>USD      | 2009<br>USD    |
|---------------------------------|------------------|----------------|
| Corporate Income Tax            | 4.548.061        | 10.963         |
| Deferred Corporate Income Tax   | (1.479.895)      | 566.626        |
| Municipal Business Tax          | 1.410.071        | 11.407         |
| Deferred Municipal Business Tax | (462.486)        | 175.124        |
|                                 | <u>4.015.751</u> | <u>764.120</u> |

## NOTE 27.2 - OTHER TAXES NOT SHOWN UNDER THE PRECEDING ITEMS

|                         | 2010<br>USD    | 2009<br>USD      |
|-------------------------|----------------|------------------|
| Net worth tax (note 14) | 624.197        | 740.374          |
| VAT                     | 244.090        | 381.968          |
| Other taxes             | 48.761         | 41.416           |
|                         | <u>917.048</u> | <u>1.163.758</u> |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2010, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

## NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction.

No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.



MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

|                                                      | ≤ 3 months           | > 3 months<br>≤ 1 year | > 1 year<br>≤ 5 years | > 5 years    | Total                |
|------------------------------------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|----------------------|
| At carrying amount in USD                            | USD                  | USD                    | USD                   | USD          | USD                  |
| <b>FINANCIAL ASSETS</b>                              |                      |                        |                       |              |                      |
| <b>Instrument class</b>                              |                      |                        |                       |              |                      |
| Cash on hand                                         | 558                  | 0                      | 0                     | 0            | 558                  |
| Balances with the BcL                                | 20.457.321           | 0                      | 0                     | 0            | 20.457.321           |
| Loans and advances to credit institutions            | 1.066.111.302        | 26.000.000             | 0                     | 0            | 1.092.111.302        |
| Shares and other variable yield securities           | 0                    | 0                      | 0                     | 3.328        | 3.328                |
| <b>Total</b>                                         | <b>1.086.569.181</b> | <b>26.000.000</b>      | <b>0</b>              | <b>3.328</b> | <b>1.112.572.509</b> |
| <b>FINANCIAL LIABILITIES</b>                         |                      |                        |                       |              |                      |
| <b>Instrument class</b>                              |                      |                        |                       |              |                      |
| Amounts owed to credit institutions                  | 701.182.390          | 0                      | 0                     | 0            | 701.182.390          |
| Amounts owed to customers                            | 310.843.644          | 0                      | 0                     | 0            | 310.843.644          |
| Off-balance sheet items disclosed as contingencies   | 1.388.818            | 0                      | 0                     | 0            | 1.388.818            |
| Guarantees and assets pledged as collateral security |                      |                        |                       |              |                      |
| <b>Total</b>                                         | <b>1.013.414.852</b> | <b>0</b>               | <b>0</b>              | <b>0</b>     | <b>1.013.414.852</b> |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

|                                                      | ≤ 3 months           | > 3 months<br>≤ 1 year | > 1 year<br>≤ 5 years | > 5 years    | Total                |
|------------------------------------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|----------------------|
| At carrying amount in USD                            | USD                  | USD                    | USD                   | USD          | USD                  |
| <b>FINANCIAL ASSETS</b>                              |                      |                        |                       |              |                      |
| <b>Instrument class</b>                              |                      |                        |                       |              |                      |
| Cash on hand                                         | 666                  | 0                      | 0                     | 0            | 666                  |
| Balances with the BCL                                | 25.820.745           | 0                      | 0                     | 0            | 25.820.745           |
| Loans and advances to credit institutions            | 992.388.967          | 30.000.000             | 0                     | 0            | 1.022.388.967        |
| Shares and other variable yield securities           | 0                    |                        | 0                     | 3.558        | 3.558                |
| <b>Total</b>                                         | <b>1.018.210.378</b> | <b>30.000.000</b>      | <b>0</b>              | <b>3.558</b> | <b>1.048.213.936</b> |
| <b>FINANCIAL LIABILITIES</b>                         |                      |                        |                       |              |                      |
| <b>Instrument class</b>                              |                      |                        |                       |              |                      |
| Amounts owed to credit institutions                  | 661.186.846          | 0                      | 0                     | 0            | 661.186.846          |
| Amounts owed to customers                            | 304.989.593          | 0                      | 0                     | 0            | 304.989.593          |
| Off-balance sheet items disclosed as contingencies   | 1.474.255            | 0                      | 0                     | 0            | 1.474.255            |
| Guarantees and assets pledged as collateral security |                      |                        |                       |              |                      |
| <b>Total</b>                                         | <b>967.650.694</b>   | <b>0</b>               | <b>0</b>              | <b>0</b>     | <b>967.650.694</b>   |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

|                                   | ≤ 3 months         | > 3 months<br>≤ 1 year | > 1 year<br>≤ 5 years | > 5 years | Total              | Fair value       |
|-----------------------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------|--------------------|------------------|
| At notional payable amount in USD | USD                | USD                    | USD                   | USD       | USD                | USD              |
| <b>FINANCIAL ASSETS</b>           |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| <b>Instrument class</b>           |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Foreign exchange transactions     |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Forwards                          | 61.232.663         | 0                      | 0                     | 0         | 61.232.663         | 1.033.227        |
| Swaps                             | 490.823.932        | 0                      | 0                     | 0         | 490.823.932        | 6.401.698        |
| <b>Total</b>                      | <b>552.056.595</b> | <b>0</b>               | <b>0</b>              | <b>0</b>  | <b>552.056.595</b> | <b>7.434.925</b> |
| <b>FINANCIAL LIABILITIES</b>      |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| <b>Instrument class</b>           |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Foreign exchange transactions     |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Forwards                          | 309.162.814        | 0                      | 0                     | 0         | 309.162.814        | 5.122.431        |
| Swaps                             | 512.266.543        | 0                      | 0                     | 0         | 512.266.543        | 2.802.008        |
| <b>Total</b>                      | <b>821.429.357</b> | <b>0</b>               | <b>0</b>              | <b>0</b>  | <b>821.429.357</b> | <b>7.924.439</b> |

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

|                                   | ≤ 3 months         | > 3 months<br>≤ 1 year | > 1 year<br>≤ 5 years | > 5 years | Total              | Fair value       |
|-----------------------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------|--------------------|------------------|
| At notional payable amount in USD | USD                | USD                    | USD                   | USD       | USD                | USD              |
| <b>FINANCIAL ASSETS</b>           |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| <b>Instrument class</b>           |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Foreign exchange transactions     |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Forwards                          | 273.151.740        | 0                      | 0                     | 0         | 273.151.740        | 4.566.868        |
| Swaps                             | 200.885.191        | 0                      | 0                     | 0         | 200.885.191        | 997.354          |
| <b>Total</b>                      | <b>474.036.931</b> | <b>0</b>               | <b>0</b>              | <b>0</b>  | <b>474.036.931</b> | <b>5.564.222</b> |
| <b>FINANCIAL LIABILITIES</b>      |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| <b>Instrument class</b>           |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Foreign exchange transactions     |                    |                        |                       |           |                    |                  |
| Forwards                          | 209.978.475        | 0                      | 0                     | 0         | 209.978.475        | 3.235.902        |
| Swaps                             | 130.702.702        | 0                      | 0                     | 0         | 130.702.702        | 1.860.944        |
| <b>Total</b>                      | <b>340.681.177</b> | <b>0</b>               | <b>0</b>              | <b>0</b>  | <b>340.681.177</b> | <b>5.096.846</b> |

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

|                                                    | 2010<br>Carrying<br>amount<br>in USD | 2009<br>Carrying<br>amount<br>in USD |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <b>FINANCIAL ASSETS</b>                            |                                      |                                      |
| <b>By instrument class and geographic location</b> |                                      |                                      |
| <b>Cash, balances with the BCL</b>                 | <b>20.457.879</b>                    | <b>25.821.411</b>                    |
| EU member countries                                | 20.457.879                           | 25.821.411                           |
| <b>Loans and advances to credit institutions</b>   | <b>1.092.111.302</b>                 | <b>1.022.388.967</b>                 |
| EU member countries                                | 9.713.122                            | 40.642.807                           |
| North & Central America                            | 244.630.008                          | 81.060.912                           |
| Asia                                               | 837.703.130                          | 900.683.749                          |
| Europe, non-EU member countries                    | 2.390                                | 415                                  |
| South Africa                                       | 0                                    | 0                                    |
| Australia and New Zealand                          | 62.652                               | 1.084                                |
| <b>Loans and advances to customers</b>             | <b>189.891</b>                       | <b>0</b>                             |
| EU member countries                                | 189.891                              | 0                                    |
| <b>Shares and other variable yield securities</b>  | <b>3.328</b>                         | <b>3.558</b>                         |
| EU member countries                                | 3.328                                | 3.558                                |
| <b>Total</b>                                       | <b>1.112.762.400</b>                 | <b>1.048.213.936</b>                 |

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

|                                                    | 2010<br>Notional/<br>receivable<br>amount<br>in USD | 2009<br>Notional/<br>receivable<br>amount<br>in USD |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <b>FINANCIAL ASSETS</b>                            |                                                     |                                                     |
| <b>By instrument class and geographic location</b> |                                                     |                                                     |
| <b>Foreign exchange transactions</b>               |                                                     |                                                     |
| <b>Forwards</b>                                    |                                                     |                                                     |
| EU member countries                                | 110.849.480                                         | 416.716.520                                         |
| Asia                                               | 242.638.000                                         | 67.760.770                                          |
| America                                            | 12.843.398                                          | 0                                                   |
| <b>Swaps</b>                                       |                                                     |                                                     |
| Asia                                               | 246.700.743                                         | 66.415.641                                          |
| EU member countries                                | 759.964.811                                         | 264.292.548                                         |
| <b>Total</b>                                       | <b>1.372.996.432</b>                                | <b>815.185.479</b>                                  |

#### 4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、利害関係人との取引に関して特別の制限に服していない。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、C S S Fは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

##### (3) 出資の状況

該当事項はない。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。



## 第２【その他の関係法人の概況】

### １【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

##### (イ) 資本金の額

平成22年10月末日現在、196,831,000米ドル（約159億円）

##### (ロ) 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、3,520億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシヤルの間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

#### (2) ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）

##### (イ) 資本金の額

前記「第１ 管理会社の概況 １ 管理会社の概況 (1) 資本金の額（平成23年６月末日現在）」に記載の通り。

##### (ロ) 事業の内容

前記「第１ 管理会社の概況 ２ 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

#### (3) 東京海上アセットマネジメント投信株式会社（「投資顧問会社」）

##### (イ) 資本金の額

平成23年６月末日現在、20億円

##### (ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、昭和60年12月９日に日本法の下で投資顧問会社として設立され、現在の資本金は20億円である。投資顧問会社は、金融庁に投資運用業の登録を行っており、金融商品取引法の下で規制を受けている。投資顧問会社は、平成23年６月末時点において、5兆1,985億円の資産の運用を行っている。

#### (4) 東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド（Tokio Marine Rogge Asset Management Limited）（「副投資顧問会社」）

##### (イ) 資本金の額

平成23年６月末日現在、300,000英ポンド（約3,893万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、平成23年６月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である１英ポンド＝129.78円による。

##### (ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、平成15年９月18日に英国の法律の下で投資顧問会社として設立され、現在の資本金は300,000英ポンドである。副投資顧問会社は、その50%を投資顧問会社が、残りの50%をロンドンのRoggeグローバル・パートナーズ・ピーエルシー（Rogge Global Partners Plc., London）が保有している。副投資顧問会社の主な業務は、日本の機関投資家および個人投資家に対してグローバルな債券投資の業務を提供することである。副投資顧問会社は、平成23年６月末時点において、9,587億円

の資産の運用を行っている。

**(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）**

**(イ) 資本金の額**

平成23年6月末日現在、180億円

**(ロ) 事業の内容**

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

**2【関係業務の概要】**

**(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）**

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

**(2) ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）**

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

**(3) 東京海上アセットマネジメント投信株式会社（「投資顧問会社」）**

投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

**(4) 東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド（Tokio Marine Rogge Asset Management Limited）（「副投資顧問会社」）**

副投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

**(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）**

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

**3【資本関係】**

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよび三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

## 第３【投資信託制度の概要】

### １．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2010年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,486であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

### ２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2010年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### ３．規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

#### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともに C I M A に対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、C I M A により承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M A に対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
  - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
  - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を C I M A に対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

## 4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、C I M A が承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは C I M A に対し報告する法的義務を負っている。
  - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれを C I M A に通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M A に提出しなければならない。C I M A は当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M A により承認された監査人を通じて C I M A に提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書を C I M A に適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2010年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2010年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有しなければならない。
  - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

### 6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する

受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
  - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。



- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
  - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
  - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
  - (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。



- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効

な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
  - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
  - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
  - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
    - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
    - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
    - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
    - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
    - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
    - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。

- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
  - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
  - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
  - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること。
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめ  
てしまっているという要件を満たした場合。

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMA  
が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたもの  
とみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法  
（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下  
でのそれにおよそ近いものである。

## 9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達  
を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった人物、または

(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権  
者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為があ  
る一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があ  
るとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるた  
め合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をする  
こと。

(d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを  
示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを  
示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かか  
る記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検  
し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去ら  
れた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は  
罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄。

(c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したも

ので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でな

くなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

#### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法(2010年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法(2010年改訂)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 12.3. 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2010年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法(2010年改訂)およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照)。

## 14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
    - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
    - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
    - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
    - (iv) 本規則、会社法（2010年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
    - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
    - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
    - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。



- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
- (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確

実に充当されるようにすること。

- (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
  - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
  - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
  - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
  - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
  - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登

記上の住所。

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
  - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。



## 第４【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されない。

## 第５【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ① 使用開始日を記載することがある。
- ② 次の事項を記載することがある。
  - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ③ 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- ④ 図案を採用することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

## 別紙

## ファンドの特色

**1 ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内および海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャルペーパー(CP)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることです。**

- ファンドは、日系発行体(日本企業あるいはその子会社、日本の政府機関など)が世界で発行する公社債・優先出資証券・譲渡性預金証書(CD)・コマーシャルペーパー(CP)(以下、「債券など」といいます。)に主として投資を行います。
- ファンドは、分散投資を行うことで信用リスクの低減を図ります。
- 流動性確保の目的から、日系発行体以外の発行体が発行する短期金融商品や国債、地方債、政府保証債に投資する場合があります。
- 組み入れる個別銘柄は、ポートフォリオ全体の利回りを考慮して選定を行います。
- 取得時において、投資適格相当以上の格付けを取得している有価証券※を投資対象とします。

※ ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社のいずれかからBBB-格相当以上の格付けを付与されているもの(無格付けの場合は、副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で同等の格付けを有すると判断するもの)を指します。

**2 為替ヘッジの対象通貨が異なる4つのクラスから構成されています。**

- 「米ドルヘッジクラス」「ブラジル・レアルヘッジクラス」「中国元ヘッジクラス」「インドネシア・ルピアヘッジクラス」の4つのクラスから構成されています。
- 米ドル以外の通貨建資産に関しては、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。
- 加えて、「米ドルヘッジクラス」以外の各クラスは、原則として米ドル売り／ヘッジ対象通貨買いとなる為替ヘッジを行います。  
ヘッジ対象通貨は、「ブラジル・レアルヘッジクラス」についてはブラジル・レアル、「中国元ヘッジクラス」については中国元、「インドネシア・ルピアヘッジクラス」についてはインドネシア・ルピアです。
- 為替ヘッジは、外国為替予約取引や直物為替先渡取引(NDF)などを活用します。

**3 債券などの運用の指図に関する権限を「東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド」に委託します。**

- ファンドにおける債券などの運用の指図(米ドル以外の通貨建資産の対米ドルでの為替ヘッジを含みます。)に関する権限は副投資顧問会社である「東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド」(英国ロンドン)に委託します。
- 「米ドルヘッジクラス」以外の各クラスの対ヘッジ対象通貨での為替ヘッジは、投資顧問会社である「東京海上アセットマネジメント投信株式会社」が行います。



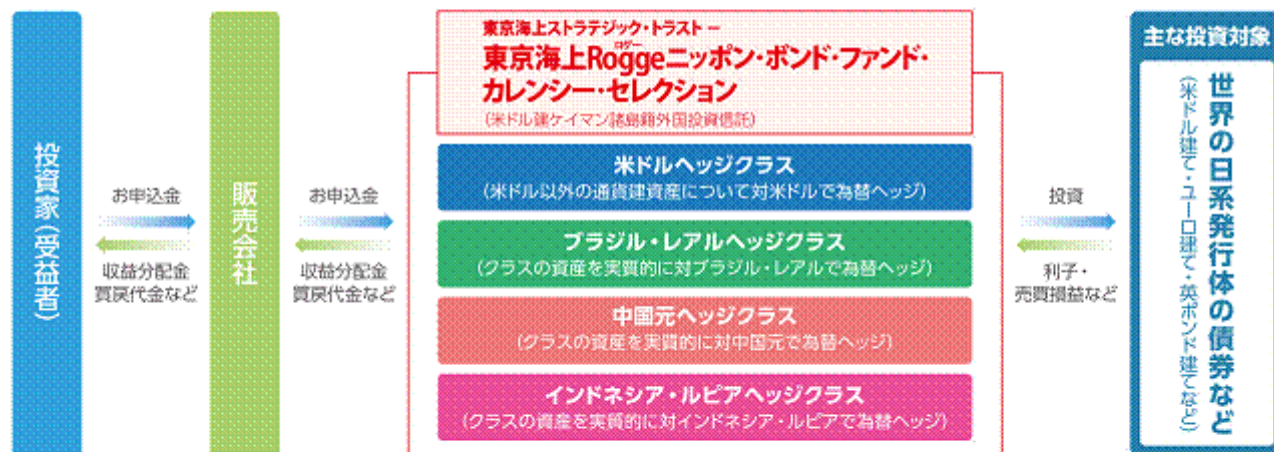
#### 4 4つのクラスは、原則として毎月分配を行います。

- 管理会社は、投資顧問会社と協議の上、2010年9月10日以降、毎月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に分配を宣言することができます。



※上図は将来の収益分配をお約束するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

### ファンド運営のしくみ



### ファンドの3つのポイント

#### 1 日系発行体が発行する債券

- 日系の発行体が発行する債券に主に投資を行います。
- 原則として、ポートフォリオの利回り、個別銘柄と各国の国債のスプレッド、および同一発行体の各国通貨建ての証券間の利回り水準差等を考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行います。

#### 2 為替ヘッジプレミアム／コスト

- 米ドルとヘッジ対象通貨の短期金利差に注目し、米ドルヘッジクラス以外の各クラスにおいては、米ドル売り／ヘッジ対象通貨買いとなる為替ヘッジを行います。
- これにより、米ドルよりヘッジ対象通貨の金利が高いときには「為替ヘッジプレミアム」の獲得が期待できます。
- 一方、米ドル金利よりヘッジ対象通貨の金利が低いときには「為替ヘッジコスト」が生じます。

#### 3 為替の変動

- 米ドルヘッジクラスを除く各クラスでは、ヘッジ対象通貨が対米ドルで上昇した場合には、為替差益の獲得を期待できます。
- 一方、下落した場合には為替差損による損失を被ることが想定されます。

※ 受益証券1口当たり純資産価格の算定は米ドル建てにより行われますので、日本円より投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取金額が円貨ご投資額を下回る場合があります。



## 為替ヘッジプレミアム／コストのしくみ

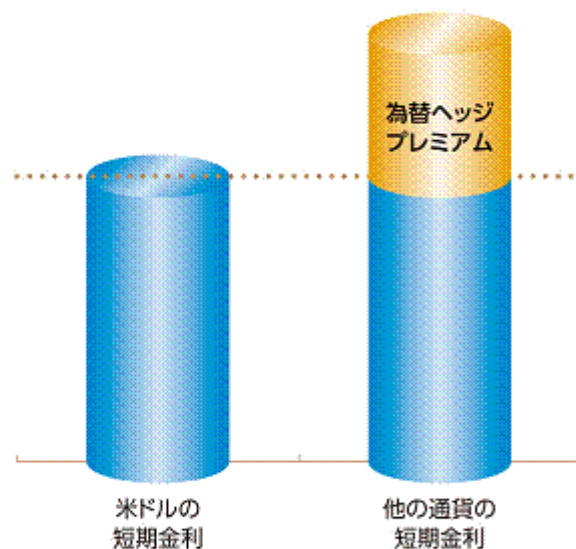
### 為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できる例

#### ケース1

米ドルを他の通貨でヘッジする場合で、米ドルの短期金利よりその通貨の短期金利が高い場合

$$\text{他の通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利} \\ \div \text{為替ヘッジプレミアム}$$

イメージ図



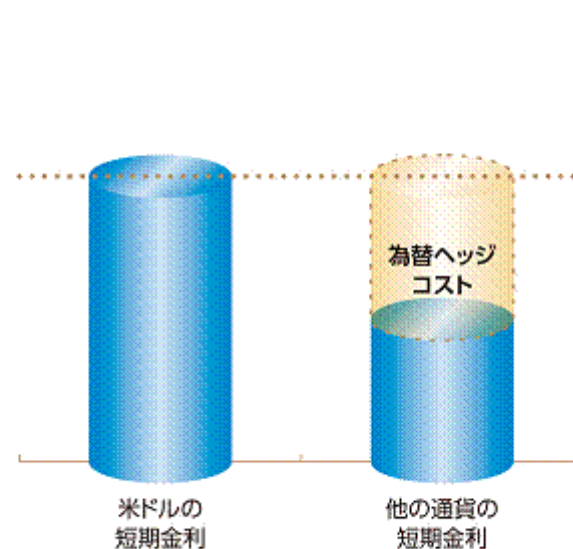
### 為替ヘッジコストが生じる例

#### ケース2

米ドルを他の通貨でヘッジする場合で、米ドルの短期金利よりその通貨の短期金利が低い場合

$$\text{他の通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利} \\ \div \text{為替ヘッジコスト}$$

イメージ図



※上記の図は為替ヘッジプレミアム／コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

[次へ](#)

## 追加的記載事項

## 収益分配金に関する留意事項

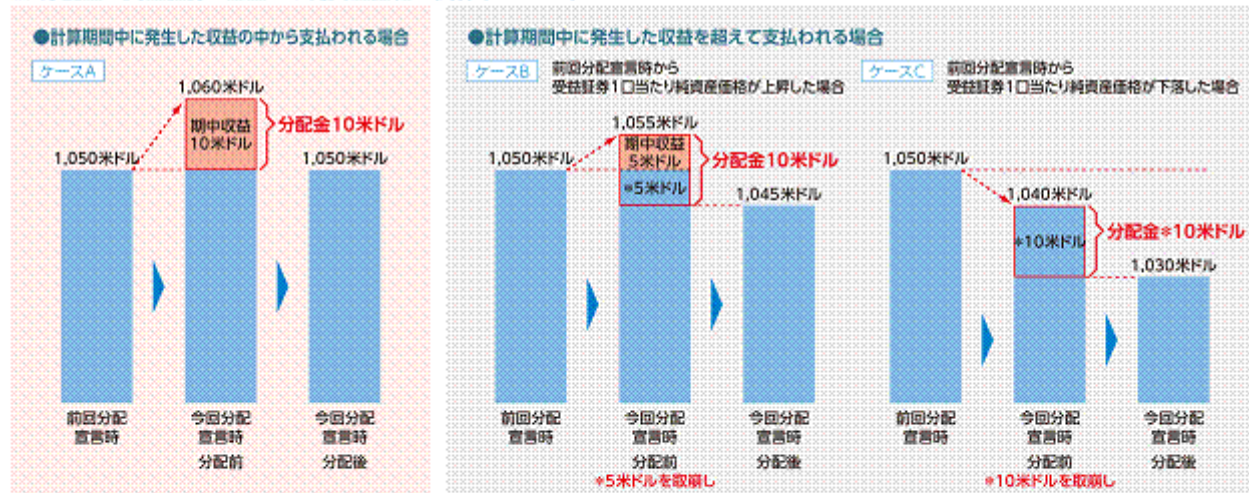
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

## 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配宣言時の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配宣言時と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではないです。

## ■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係（イメージ）



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

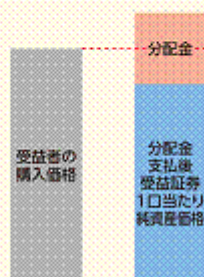
○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配宣言時から今回分配宣言時まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

|                                                    |        |   |        |
|----------------------------------------------------|--------|---|--------|
| ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当たり純資産価格の差 | 0米ドル   | = | 10米ドル  |
| ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当たり純資産価格の差 | ▲5米ドル  | = | 5米ドル   |
| ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当たり純資産価格の差 | ▲20米ドル | = | ▲10米ドル |

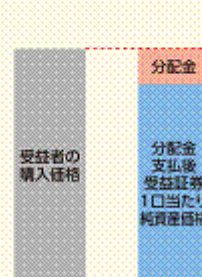
➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断下さい。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## ● 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



## ● 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合

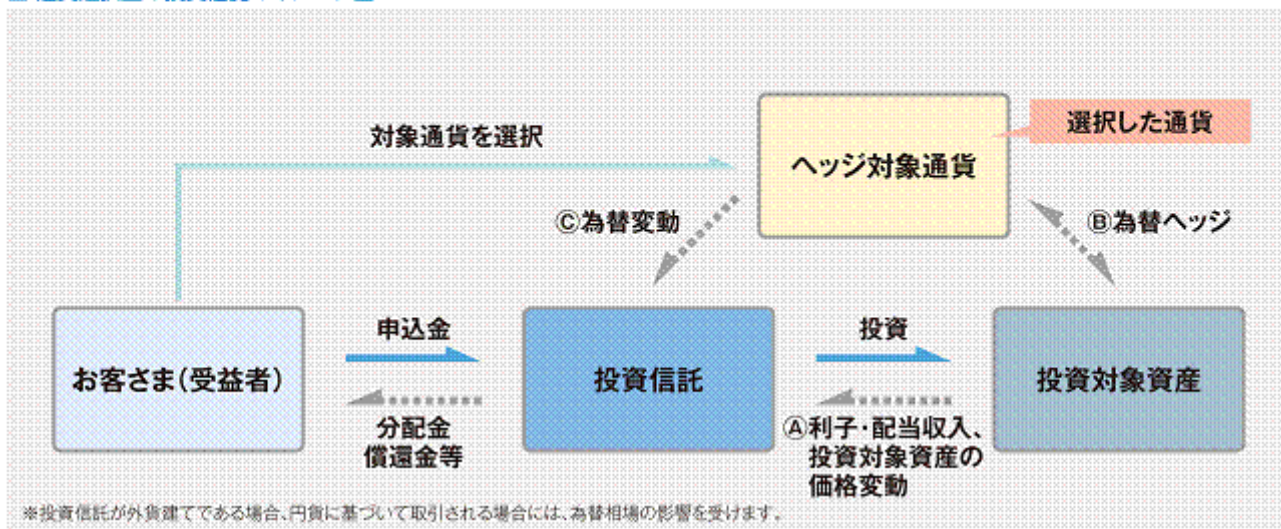


◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。



## 収益／損失に関する留意事項

### ■ 通貨選択型の投資信託のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替ヘッジの対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

#### ① 投資対象資産による収益（上図A部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がった場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

#### ② 為替ヘッジプレミアムによる収益（上図B部分）

- ・「ヘッジ対象通貨（選択した通貨）」の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替ヘッジプレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「ヘッジ対象通貨（選択した通貨）」の短期金利のほうが低い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。
- ・なお、「ヘッジ対象通貨（選択した通貨）」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替ヘッジプレミアムや為替ヘッジコストは発生しません。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

#### ③ 為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替ヘッジを行っていないため、「ヘッジ対象通貨（選択した通貨）」と投資信託の表示通貨（以下、「表示通貨」といいます。）が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「ヘッジ対象通貨（選択した通貨）」の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「ヘッジ対象通貨（選択した通貨）」の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生します。
- ・その他、表示通貨が外貨建てである場合、円からのご投資には表示通貨と円の為替リスクが生じます。

➡ これまで説明しました内容についてまとめると、以下のようになります。

| 収益の源泉              | ＝ | 利子・配当収入<br>投資対象資産の価格変動                                             | ＋ | 為替ヘッジプレミアム／<br>為替ヘッジコスト                                | ＋ | 為替差益／為替差損                       |
|--------------------|---|--------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------|---|---------------------------------|
| 収益を得られる<br>ケース     |   | 投資対象資産の市況の<br>好転（金利の低下等）*<br>投資対象資産（債券等）の<br>価格の上昇                 |   | ヘッジ対象通貨の短期金利が<br>投資対象資産の<br>通貨の短期金利を上回る<br>ヘッジプレミアムの発生 |   | ヘッジ対象通貨が<br>対表示通貨で上昇<br>為替差益の発生 |
| 損失やコストが<br>発生するケース |   | 投資対象資産（債券等）の<br>価格の下落<br>投資対象資産の市況の悪化<br>（金利の上昇、発行体の<br>信用状況の悪化等）* |   | ヘッジコストの発生<br>ヘッジ対象通貨の短期金利が<br>投資対象資産の<br>通貨の短期金利を下回る   |   | 為替差損の発生<br>ヘッジ対象通貨が<br>対表示通貨で下落 |

\*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（債券、株式、不動産等）によります。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

## 承認された監査人の報告書

### 財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

#### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

#### 承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

#### 意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの2009年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ

独立監査人

〔署名〕

ベンジャミン・ラム

パートナー

2010年5月5日

[次へ](#)

To the Board of Directors of  
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉ É

### Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

### Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

### Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agré é considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2009 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

Benjamin Lam

Partner

May 5, 2010

---

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。

(訳文)

**独立監査人の監査報告書**

東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの受託会社および受益者各位

私どもは、添付の東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「トラスト」という。）の財務書類、すなわち、2011年2月28日現在の資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに2010年7月12日（運用開始日）から2011年2月28日までの期間における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記情報の監査を行った。

**財務書類に関する受託会社の責任**

受託会社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任を負うとともに、不正や誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類の作成を可能にするために必要であると受託会社が判断する内部統制に責任を負う。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社が採用した会計方針の適切性および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明の基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、財務書類が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、トラストの2011年2月28日現在の財政状態ならびに2010年7月12日（運用開始日）から2011年2月28日までの期間におけるその財務成績について真実かつ公正な概観を与えるものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース  
2011年7月25日

[次へ](#)



## Independent Auditor's Report

To the Trustee and Unitholders of Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection

We have audited the accompanying financial statements of Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection (the "Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities and the schedule of investments as at February 28, 2011, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the period from July 12, 2010 (commencement of operations) to February 28, 2011 and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Responsibility of the Trustee for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"), and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.



## Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust as at February 28, 2011, and of its financial performance for the period from July 12, 2010 (commencement of operations) to February 28, 2011 in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

July 25, 2011

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

## 承認された監査人の報告書

### 財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

#### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

#### 承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

#### 意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

[次へ](#)

To the Board of Directors of  
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

### Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

### Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé  
Partner

April 21, 2011

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。